

(案)

第5期

島根県地域福祉支援計画

～ともに生き、ともに支え合い～

自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

令和 年 月

島 根 県

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と役割	2
(1) 計画の位置づけと役割	2
(2) 他の県計画との関係	2
3 計画の期間	3
4 計画の推進と進行管理	3
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画策定の背景	6
(1) 地域福祉を取り巻く環境の変化	6
(2) 本県の地域福祉を取り巻く状況の変化	8
2 計画策定に当たっての視点	22
(1) 個人の尊厳と人権の尊重	22
(2) 住民参加と協働によるともに支え合う地域づくり	22
(3) 各分野に共通する取り組みの推進	22
(4) 地域の特性を踏まえた地域福祉の推進	22
(5) 市町村を超えた広域的な取り組みへの支援	23
3 計画の基本目標	24
第3章 地域共生社会実現のための施策	27
基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり	27
1- (1) 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備	27
1- (1)-① 身近な相談窓口の充実	27
1- (1)-② 専門相談機関の充実および連携促進	28
1- (1)-③ 様々な媒体を活用した情報提供の推進	29
1- (1)-④ 事業者による情報の提供	30
1- (2) 支援を必要とする人を支える体制の整備	31
1- (2)-① 地域ネットワークの構築を通じた自死対策の促進	31
1- (2)-② 生活困窮者自立支援制度	31
1- (2)-③ 子どもの貧困対策の推進	33
1- (2)-④ 高齢者・障がい者・児童への虐待防止の取り組み	33
1- (2)-⑤ 身寄りのない高齢者等への支援	34
1- (2)-⑥ 住宅確保要配慮者への支援	34
1- (2)-⑦ 刑を終えて出所した人などへの支援	34
1- (3) 包括的なサービスの支援体制構築の推進	36
1- (3)-① 包括的な支援体制整備への支援	37
1- (3)-② 地域包括ケアシステムの構築	38
1- (3)-③ 共生型施設・共生型サービスへの支援	39
1- (3)-④ 福祉・保健・医療の連携および地域の多様なサービスの活用	40
1- (3)-⑤ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進	40
1- (4) サービス利用者の権利・利益の保護	42
1- (4)-① 日常生活自立支援事業の推進	42
1- (4)-② 成年後見制度の活用	43
1- (5) サービスの質の向上への取り組み	45
1- (5)-① サービス自己評価の実施	45
1- (5)-② 苦情解決体制の整備	45
1- (5)-③ 福祉サービス第三者評価の推進	46

1-(5)-④	経営指導・指導監査の充実	47
基本施策2	福祉を担う人づくり	48
2-(1)	福祉の心の醸成と実践への展開	48
2-(1)-①	児童・生徒に対する福祉教育の推進	48
2-(1)-②	地域における福祉教育・啓発の推進	49
2-(2)	福祉を担う専門的人材の養成・確保	50
2-(2)-①	福祉人材の養成と就業促進	50
2-(2)-②	研修機会の提供による資質向上	52
2-(3)	ボランティア、NPOの育成と活動支援	53
2-(3)-①	ボランティア活動の促進	53
2-(3)-②	NPOに対する活動支援	55
基本施策3	福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり	56
3-(1)	地域住民の参加・協働による地域福祉の推進	56
3-(1)-①	地域住民主体の福祉活動の推進	56
3-(1)-②	自治会区福祉活動の推進	57
3-(1)-③	ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進	57
3-(1)-④	赤い羽根共同募金運動	58
3-(1)-⑤	社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進	59
3-(1)-⑥	県民いきいき活動の推進	59
3-(1)-⑦	「小さな拠点づくり」の推進	60
3-(2)	関連分野との連携	62
3-(2)-①	関連分野との連携	62
3-(3)	地域福祉を推進する体制の充実	64
3-(3)-①	民生委員・児童委員活動の充実強化	64
3-(3)-②	生活支援コーディネーターの養成	65
3-(3)-③	島根県社会福祉協議会への支援	65
3-(3)-④	市町村社会福祉協議会への支援	65
3-(3)-⑤	要配慮者支援体制の強化	66
第4章	おわりに	68
	《参考》	
	用語の解説	69
	島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	72

第1章 はじめに

1

計画策定の趣旨

- これまで本県では、平成17（2005）年3月に策定した「島根県地域福祉支援計画」に基づき、各市町村における「地域福祉計画」策定に必要な情報提供や助言を行うとともに、福祉人材の確保や福祉サービスの提供に関する基盤整備に取り組んできました。
- その後、3回にわたる計画の見直しを行い、引き続き各市町村の地域福祉推進への取り組みを支援してきました。
- 国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の実現が盛り込まれ、その取り組みの推進を図るため、「社会福祉法」が改正されました。あわせて市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。
- 一方、県内においては、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小や単身世帯・高齢世帯の増加などの傾向が続いており、家族や地域とのつながりは、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、さらに希薄化が懸念される状況となっています。

また、生活困窮、子どもの貧困、自死、ひきこもりなど地域社会が抱える地域生活課題は複雑化・多様化するとともに、ヤングケアラーなどの新たな課題の顕在化により、何らかの支援を要する人を地域全体で支えていくことの必要性はますます高まっています。
- こうした近年の地域福祉を取り巻く新たな動きや課題などに対応するため、「第5期島根県地域福祉支援計画」を策定するものです。

(1) 計画の位置づけと役割

- 平成12（2000）年の社会福祉法の改正により、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられ、その推進方策として、市町村は「地域福祉計画」を、県は「地域福祉支援計画」を策定し、地域福祉を推進することが求められています。本計画も、社会福祉法第108条の規定に基づき、市町村の地域福祉計画の推進を支援する目的で策定するものです。
- 地域福祉の推進は、行政としては主として市町村が担っていく事項であり、県は、各市町村では対応が困難あるいは非効率な事項について、広域的な自治体としての立場からその役割を果たしていきます。

また、市町村主体という基本理念を前提としつつ、県域全体での地域福祉の考え方の定着やその推進を図るために、県としての基本的な考え方を示し、各地域の地域福祉の推進を支援するという視点も必要と考えています。

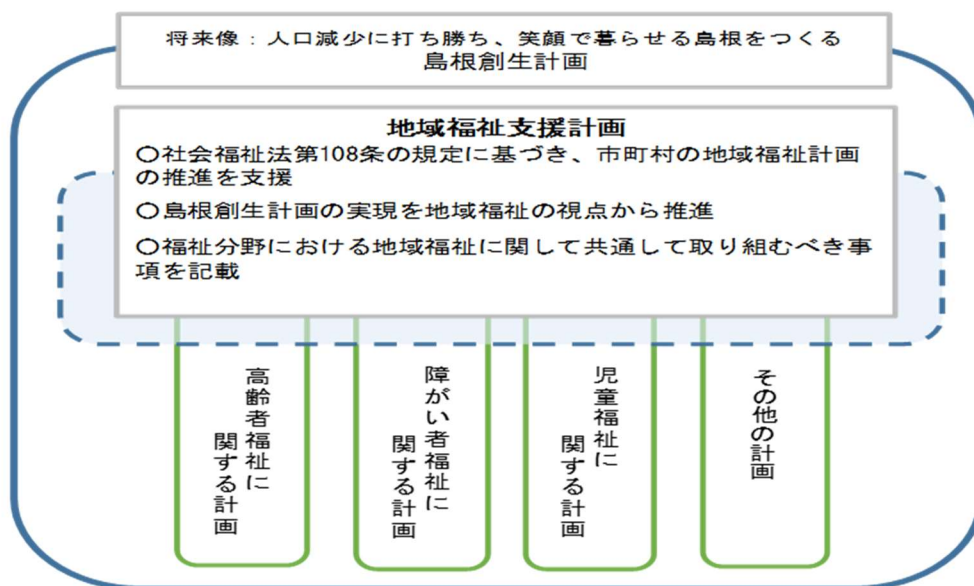
具体的には、社会福祉法において県計画に盛り込むべきこととされている事項を勘案し、以下の5つの内容を盛り込むこととしています。

- ・ 地域における「各福祉分野に共通する取り組み」の推進
- ・ 市町村の地域福祉の推進を支援するための「基本的な方策」
- ・ 社会福祉を担う人材の確保・資質の向上など、「人」の基盤整備
- ・ 福祉サービスを安心して利用できるための「サービスの質」や「利用者の権利保護」など、「サービス提供」に関する基盤整備
- ・ 市町村における「包括的な支援体制づくり」への支援

(2) 他の県計画との関係

- 本計画は、上位計画である「島根創生計画」に掲げる基本目標を受け、地域福祉の視点から、基本目標の実現を目指すものです。
- 本計画は、各福祉分野が地域福祉に関して共通して取り組むべき事項を記載し、「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業促進計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画、しまね青少年プラン、島根県子どものセーフティネット推進計画）」「島根県DV対策基本計画」「島根県障がい者基本計画」「島根県障がい福祉計画」「島根県障がい児福祉計画」「島根県自死対策総合計画」「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための政策の実施に関する基本的な計画」など、個別計画と連携し、地域福祉の総合的推進を図るものです。

図1 島根県地域福祉支援計画の位置づけ



3 計画の期間

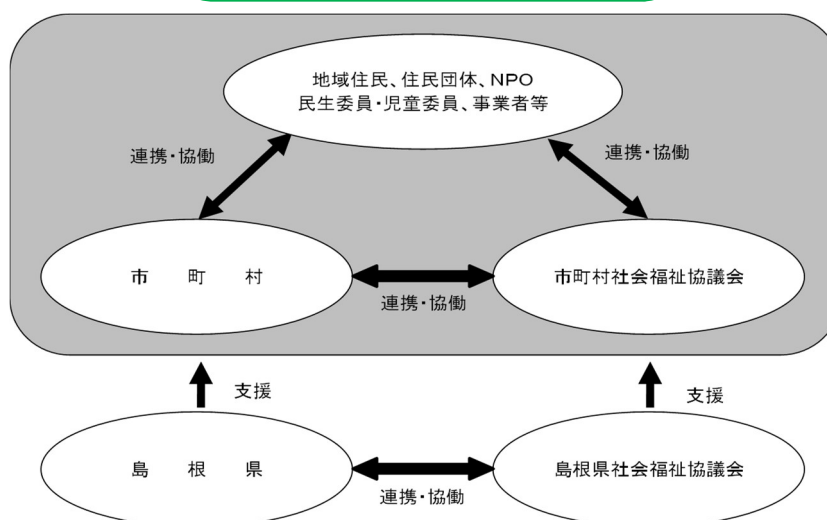
本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、社会情勢の変化などを踏まえながら必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の推進と進行管理

他の県計画や各市町村地域福祉計画の進行状況を十分に把握しながら、関係部局、市町村および社会福祉協議会などと密接に連携を図り、着実な推進に努めていきます。

また、計画の進行状況の管理については、島根創生計画の重要業績評価指標の達成状況を踏まえながら島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会への報告、意見聴取などを行っていきます。

図2 地域福祉推進体制イメージ図



第5期島根県地域福祉支援計画の数値目標

「島根創生計画」 施策名	数値目標	令和7年度		令和11年度						
施策Ⅱ－1－(2) 妊娠・出産・子育て への支援	保育所待機児童数（4月1日） 【当該年度4月時点】	「島根創生計画」改定に 合わせて作業中								
	保育所待機児童数（10月1日） 【当該年度10月時点】									
	放課後児童クラブ受入れ可能児 童数 【当該年度5月時点】									
	こっころ事業の協賛店舗数 （累計）【当該年度3月時点】									
	こっころカンパニー認定企業数 （累計）【当該年度3月時点】									
施策Ⅲ－1－(1) 小さな拠点づくり	生活機能の維持・確保のための実践 活動に取り組んでいる公民館エリ ア数（累計）【当該年度3月時点】				「島根創生計画」改定に 合わせて作業中					
施策Ⅳ－1－(2) 地域で活躍する人 づくり	NPO法人の認証数（累計） 【当該年度4月～3月】									
	ボランティア活動に参加してい る人の割合【当該年度8月時点】									
施策Ⅴ－1－(1) 健康づくりの推進	自殺死亡率（人口10万対） 【前年度1月～当該年度12月】							「島根創生計画」改定に 合わせて作業中		
施策Ⅴ－1－(3) 介護の充実	介護職員数 【前々年度10月時点】									
	介護を要しない高齢者の割合（65 歳以上で要介護1～5以外の者 の割合）【当該年度10月時点】									
	通いの場への参加率 （参加者実人数／高齢者人口） 【当該年度4月～3月】									
	認知症サポーター養成数（累計） 【当該年度3月時点】									

「島根創生計画」 施策名	数値目標	令和7年度		令和11年度
施策V-2-(1) 地域福祉の推進	コミュニティソーシャルワーカーの養成数（累計） 【当該年度3月時点】	<p>「島根創生計画」改定に 合わせて作業中</p>		
	民生委員・児童委員定数の充足率 【当該年度4月～3月】			
	優良な自治会区福祉活動に対する表彰を受けた団体数（累計） 【当該年度3月時点】			
施策V-2-(2) 高齢者の活動推進	生涯現役証交付者数（累計） 【当該年度3月時点】			
施策V-2-(3) 障がい者の自立支援	あいサポーターの人数（累計） 【当該年度3月時点】			
	精神病棟における入院後1年経過時点での退院率 【前年度3月～当該年度3月】			
	福祉施設からの地域生活移行者数（累計）【当該年度3月時点】			
施策V-2-(4) 子育て福祉の充実	就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合 【当該年度3月時点】			
施策V-2-(5) 生活援護の確保	母子世帯数及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】			

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く環境の変化

ア 少子高齢化の進行・世帯規模の縮小、地域社会の変容

少子高齢化の進行・一世帯当たりの世帯規模の縮小などに加え、約3年にわたった新型コロナウイルス感染症の流行、原油価格や物価の高騰などの社会生活への大きな影響により地域・家庭・職場といった生活領域での支え合いの基盤がさらに弱まってきています。

地域社会での人と人とのつながりが弱まる中、個人や家族が抱える課題は多様化するとともに、助けを求めることもできず孤立する・排除されるなどの課題も生じており、つながりを育むことで、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことがより一層求められています。

イ 利用者主体の福祉制度への移行

近年の福祉制度の動向を見ると、福祉サービスの利用方法は、行政機関がサービス内容を決定、提供する措置制度から、利用者が自らサービスを選択、利用する契約制度へと大きく変化しています。

社会環境の変化に加え、こうした利用者主体の福祉制度への移行は、福祉ニーズの多様化と増加をもたらしており、この状況に対応していくためには、公的な福祉サービスの提供だけではなく、多様な主体の参入によるサービス提供体制の多様化がより一層必要となっています。

ウ 地方分権の進展と住民の社会参加意識の高まり

地方分権の取り組みが進展し、様々な改革が行われる中で、社会福祉の分野においても、その中心的な役割は、地域住民に最も身近な市町村へと移行しています。

今後、自己決定、自己責任の原則のもと、地域の実情に応じた行政を行うことが一層期待されますが、特に、住民生活に密着した福祉の分野においては、地域住民の主体的な参加のもと、行政と地域住民との協働の視点がますます重要となっています。

また、地域住民の福祉に対するニーズもますます複雑・多様化する中であって、県内では、地域を自らの力でより良くしていこうとする県民意識が高まっており、ボランティア活動やNPO活動への参加が広がりを見せています。

今後は、このような動きを更に推し進め、ボランティアやNPOをはじめ、地域住民が活動しやすい環境づくりを行うとともに、地域住民と行政がパートナーシップを組みながら地域福祉を推進し、活力と個性あるまちづくりを進めていくことが期待されています。

エ 新たな課題の顕在化

厳しい経済情勢がもたらした雇用不安や生活不安などにより、生活困窮や子どもの貧困、自死、ひきこもり、ヤングケアラー、孤独・孤立など、地域福祉を取り巻く課題は深刻化してきています。また、高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）、身寄りがなく介護や亡くなられた後の支援が必要となる高齢者など課題が複合化・複雑化しているケースや、問題を抱えているが公的な福祉サービスの制度の狭間にあって対応の難しいケースが生じてきています。

こうした新たな課題が顕在化する中で、支援を求めている人を早期に発見し、適切な支援やサービスに結び付けていくため、関係機関によるネットワークの構築やアウトリーチ型の支援、地域住民の支え合いがより一層重要になってきています。

とりわけ、社会福祉法人には、既存の制度や市場原理では満たされないニーズについて率先して対応していく取り組みが求められています。

オ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

このような地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として主体的に捉えて、包括的に「丸ごと」受け止めて課題解決に参画し、人と人、人と資源が制度や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、地域の力と公的な支援体制が相まって、様々な課題を解決するための包括的支援体制の整備が必要とされており、その手段の一つとして重層的支援体制整備事業が創設されています。

(2) 本県の地域福祉を取り巻く状況の変化

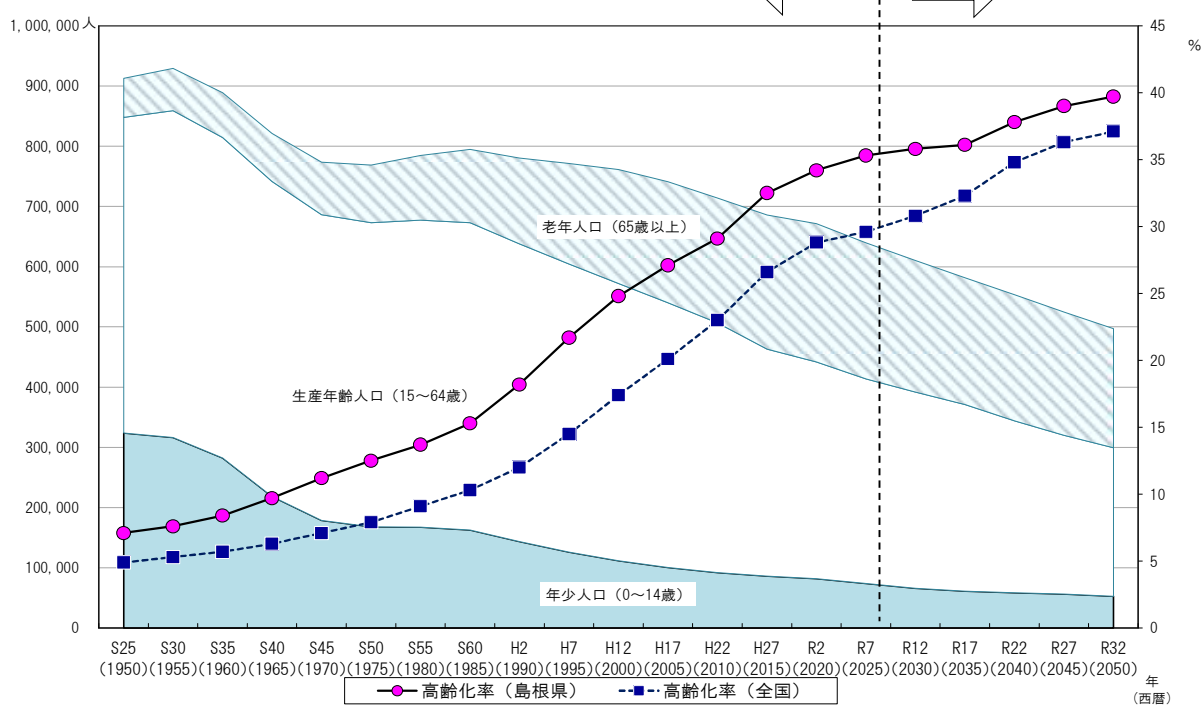
ア 県人口の状況～人口の減少と少子高齢化の進行

○続く人口の減少

昭和25（1950）年には912千人あった本県の人口は、高度経済成長期における人口の県外流出により急激に減少しました。その後、昭和50（1975）年から若干の増加傾向を示したものの、昭和60（1985）年から再び減少に転じ、令和2（2020）年には671千人となっています。この間、人口構造も大きく変貌をとげ、年少人口、年少人口割合とも大幅に減少する一方で、老年人口、老年人口割合は、いずれも著しく増加しています。

令和6（2024）年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、将来的には、本県の人口はさらに減少を続け、年少人口および生産年齢人口の比率が低下する一方で、老年人口の比率が一層上昇すると予測されています。

図1 島根県の人口構造と高齢化率（全国を含む）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

○急速な高齢化の進行

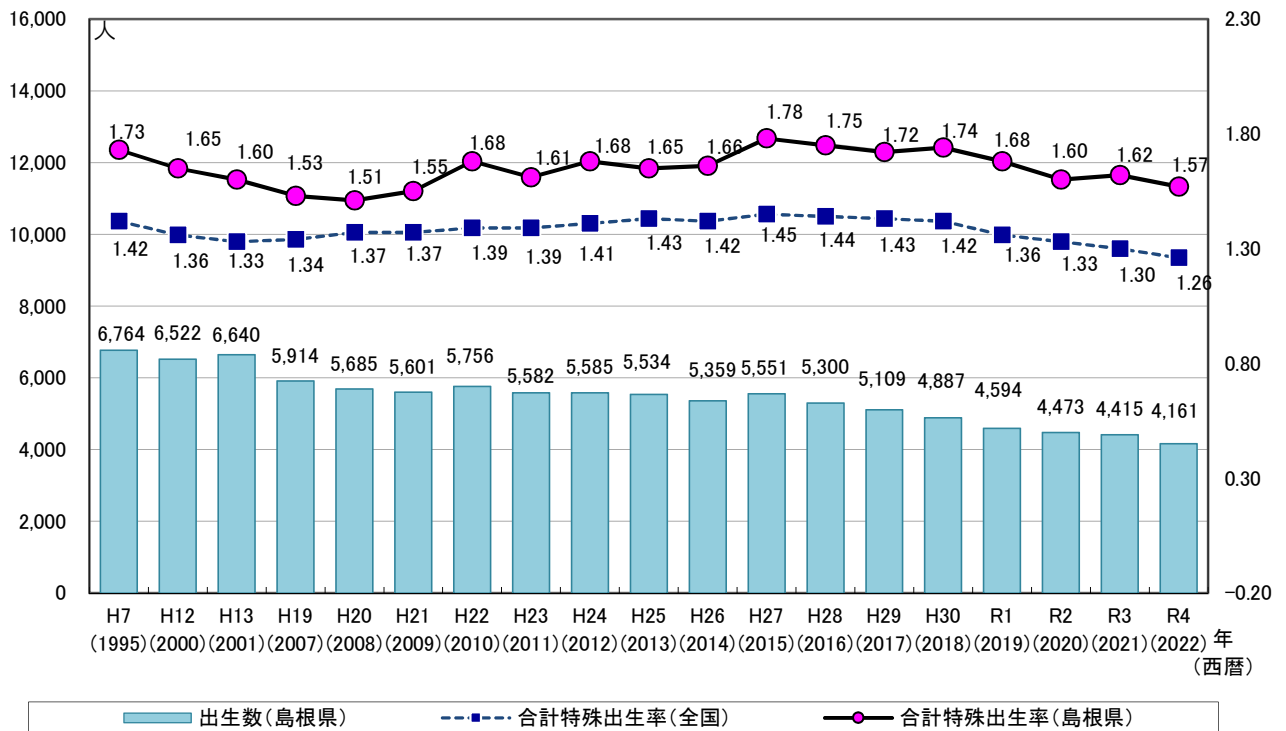
人口の県外流出と少子化に伴い、高齢化は急速に進行しており、令和2（2020）年には高齢化率が34%になっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、本県の高齢化率は、今後さらに上昇すると予測されています。

○減少する出生数

一人の女性が一生に生む子どもの数である合計特殊出生率は、平成14（2002）年以降ほぼ横ばいで推移していますが、出生数は年々減少傾向であり、平成7年（1995年）に6,764人であった出生数は、令和4年（2022年）には4,161人となっています。

これは、未婚化・晩婚化の進行と、子育てに対する経済的・精神的負担感の増加や仕事と子育ての両立の困難さなどが主な要因と考えられます。

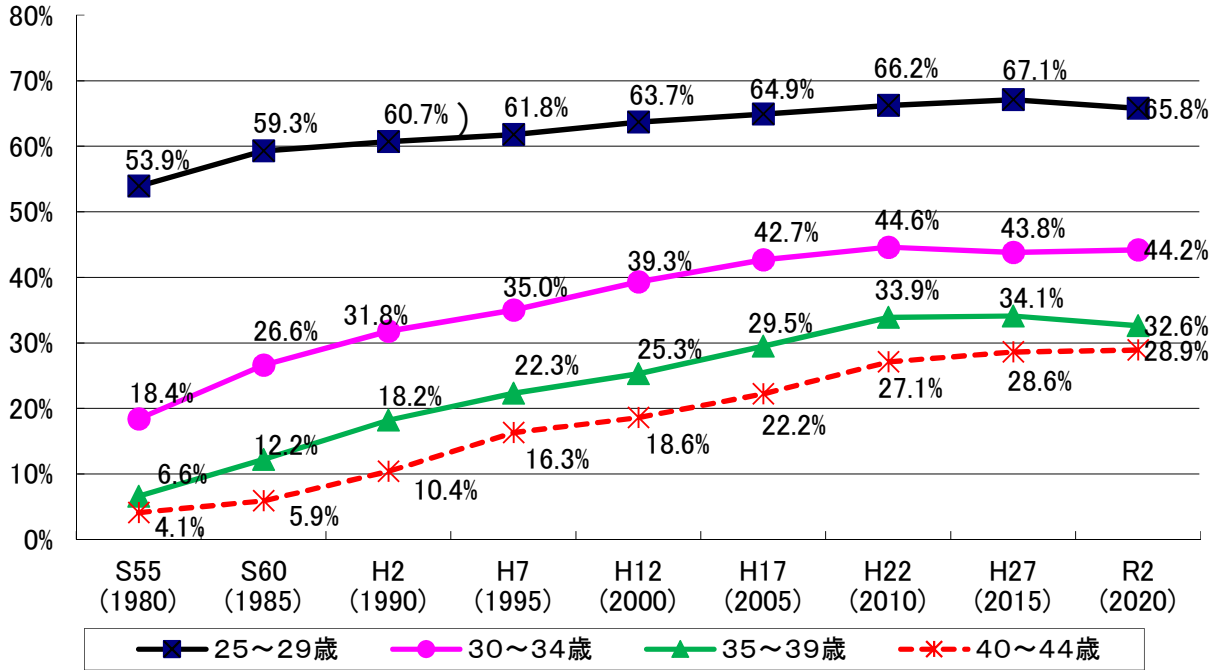
図2 島根県の出生数と合計特殊出生率（全国を含む）



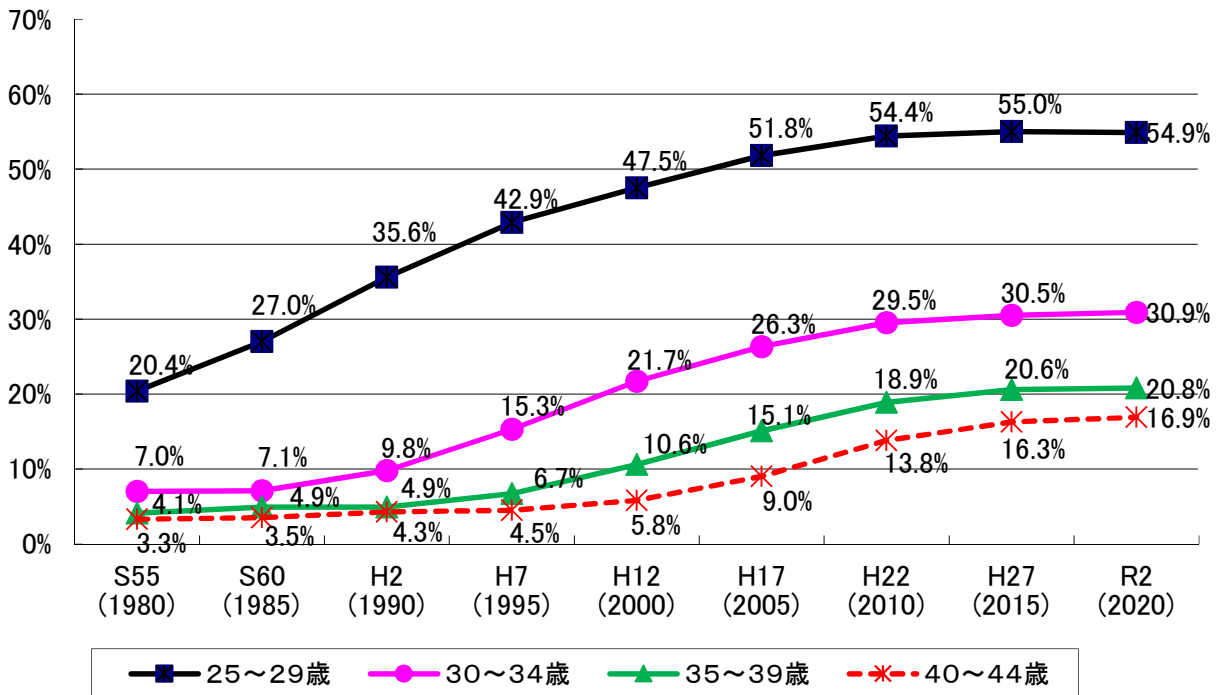
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図3 島根県の未婚率

【男性】



【女性】



資料：総務省「国勢調査」

イ 世帯の状況

○世帯規模の減少と単身世帯の増加

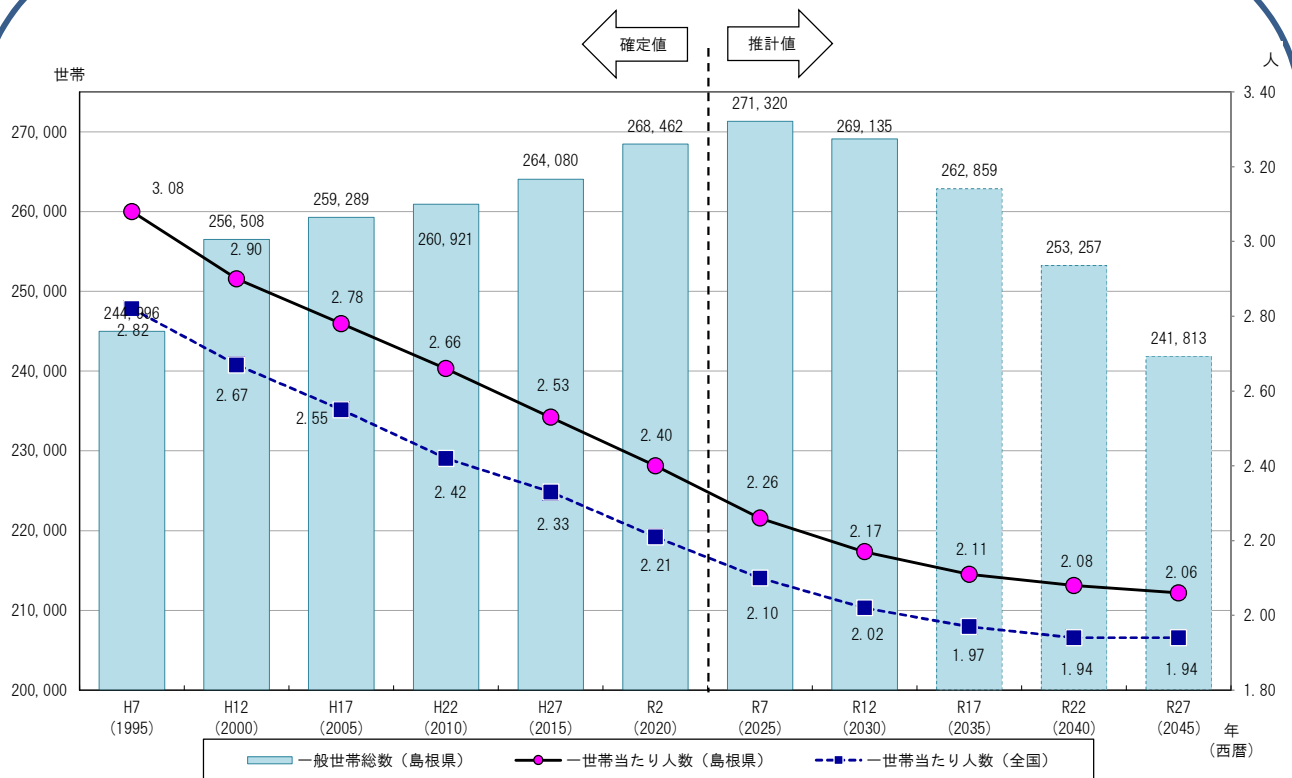
昭和55（1980）年には225,720世帯であった本県の一般世帯数は、人口減少にもかかわらず年々増加し、令和2（2020）年には268,462世帯となっています。一方、一世帯当たりの世帯規模は、昭和55年の3.42人から、令和2年には2.40人にまで減少しています。

これは、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、子どものいる世帯や三世代同居世帯が減少していることにも現れています。

しかしながら、三世代同居率は令和2年には9.2%と、全国平均の4.2%をかなり上回っており、本県における特徴的な点となっています。

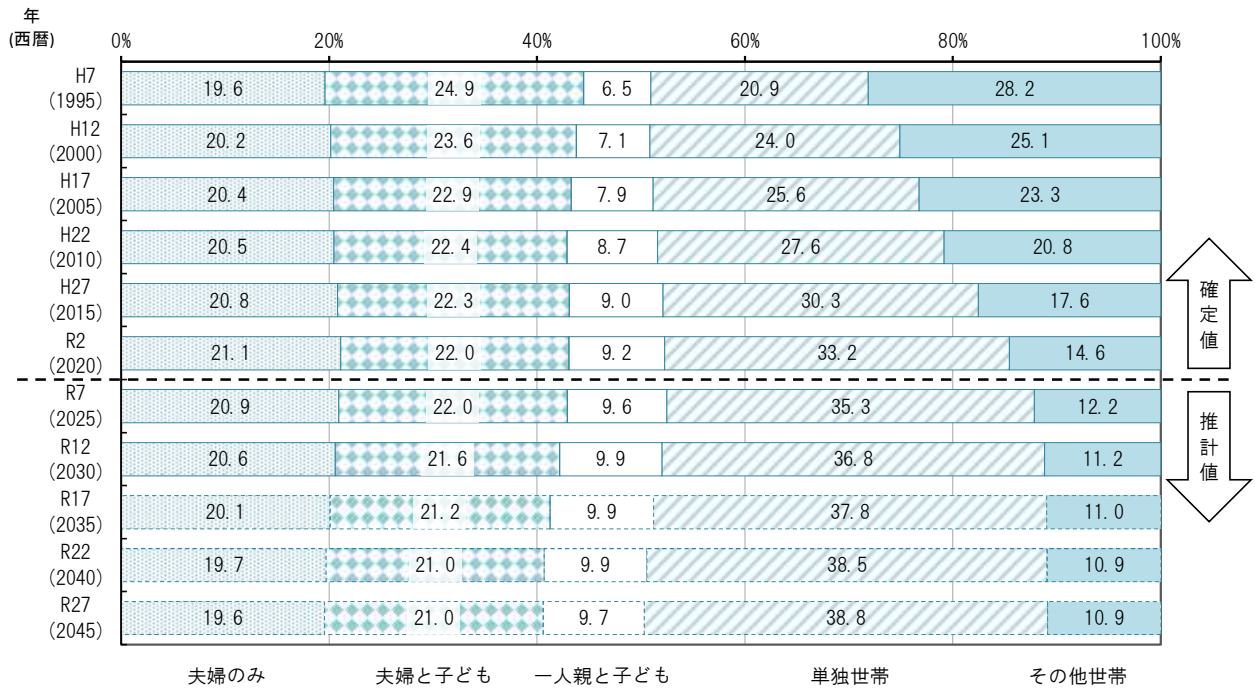
令和6（2024）年4月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後一般世帯数は令和7年をピークに減少し始め、一世帯当たりの世帯規模も引き続き縮小していくと予測されています。

図4 島根県の一般世帯総数と一世帯当たり人数（全国を含む）



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

図5 島根県の世帯構造



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

表1 世帯状況の比較【令和2（2020）年】（全国を含む）

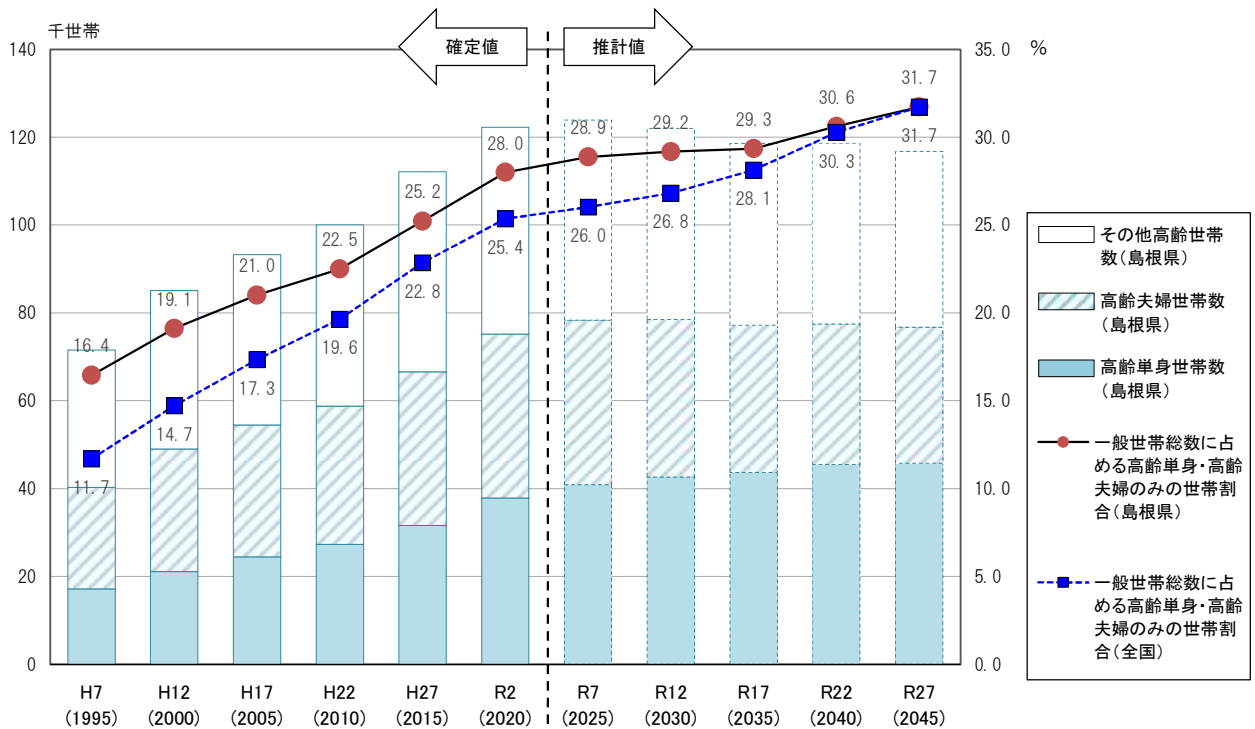
	島根県	全国
一般世帯数	268,462	55,704,949
18歳未満の子どものいる世帯	54,641	10,733,725
	一般世帯数に占める割合	20.0%
65歳以上の高齢者のいる世帯	139,123	22,655,031
	一般世帯数に占める割合	52.0%
高齢夫婦世帯（夫65歳以上・妻60歳以上）	36,340	6,533,895
	一般世帯数に占める割合	14.0%
65歳以上の単独世帯	35,331	6,716,806
	一般世帯数に占める割合	13.0%
三世帯同居の世帯	24,575	2,337,703
	一般世帯数に占める割合	9.0%

資料：総務省「国勢調査」

○高齢世帯の増加

少子高齢化や世帯規模の減少により、一般世帯総数に占めるひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢世帯の割合は上昇してきています。令和6（2024）年4月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、この傾向は今後も続き、島根県、全国とも令和22（2040）年にはその割合が3割を超えると予想されています。

図6 島根県の家族類型別高齢世帯数と一般世帯総数に占める割合（全国を含む）



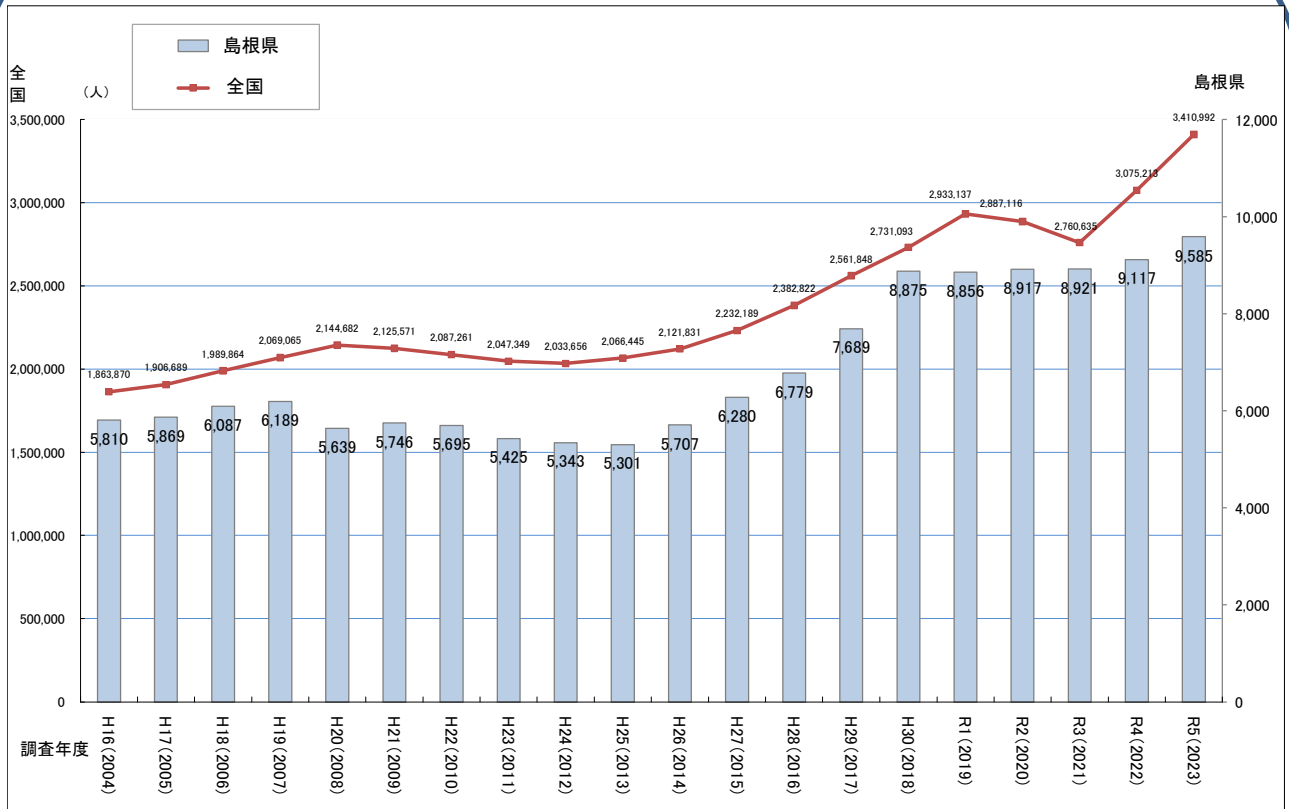
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」

※高齢世帯：世帯主の年齢が65歳以上の世帯

○外国人住民人口の増加

県内の外国人住民数は、平成20年のリーマンショック以降減少していましたが、経済回復に伴って、平成26年以降は増加傾向にあり、令和6年1月1日現在では9,585人となっています。

図7 外国人住民人口の推移



(注1) 島根県は文化国際課調べ。令和4年度までは12月末、令和5年度からは1月1日の数値。

(注2) 平成23年(2011年)以前の数値は外国人登録者数。

(注3) 全国は法務省の在留外国人統計を引用。

ウ 新たな課題の状況

○子どもの貧困

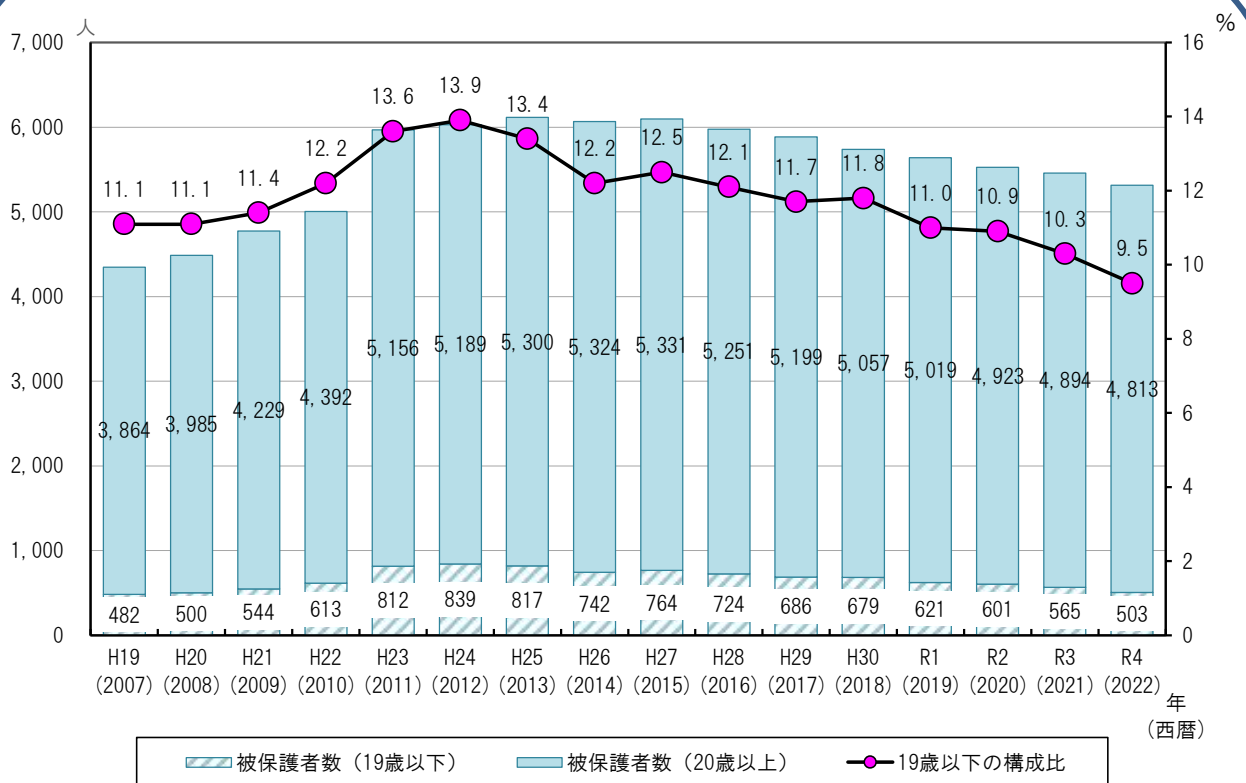
本県における経済的困難におかれた子どもの状況を、一定の客観的尺度で把握できる数字として、生活保護、就学援助の近年の推移で示します。

生活保護は、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度です。

生活保護の被保護者のうち、19歳以下の者の実数をリーマンショック前年の平成19(2007)年と直近の令和4(2022)年とを対比すると、482人から503人となっており、ほぼ同水準まで下がっています。

また、被保護者に占める19歳以下の者の割合は、11.1%から9.5%と1.6ポイント減少しています。

図8 島根県の年齢別生活保護の被保護者数



資料：県地域福祉課「島根の生活保護」

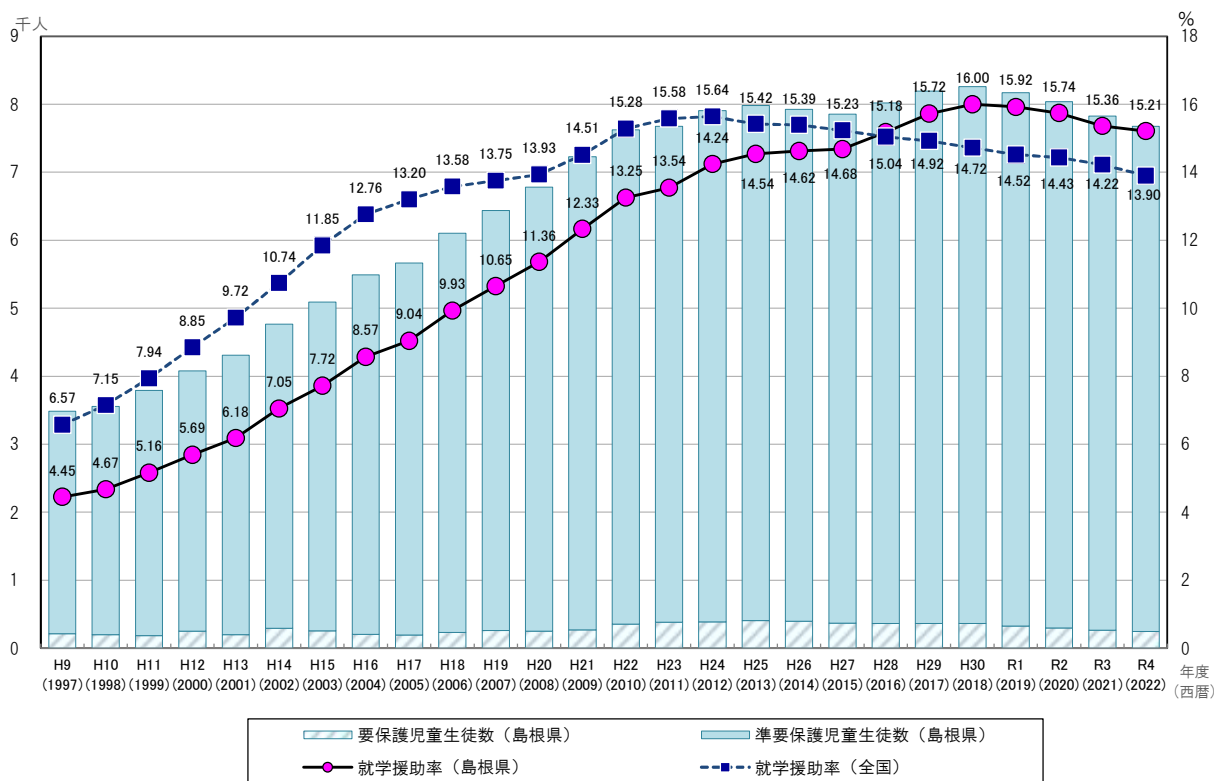
※保護者数は各年7月末現在

構成比は、生活保護受給者全体に占める、19歳以下の者の比率

経済的理由により就学困難と認められる小学生・中学生の保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村は必要な援助をしています。就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われています。

本県では、公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助を受けている小学生・中学生の割合は、平成9（1997）年度以降上昇を続けていましたが、平成30年度をピークに微減傾向にあります。平成28（2016）年度以降は、全国平均を上回り推移しており、令和4年度には7人に1人が就学援助を受けています。

図9 島根県の要保護・準要保護児童生徒数および就学援助率（全国を含む）



資料：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

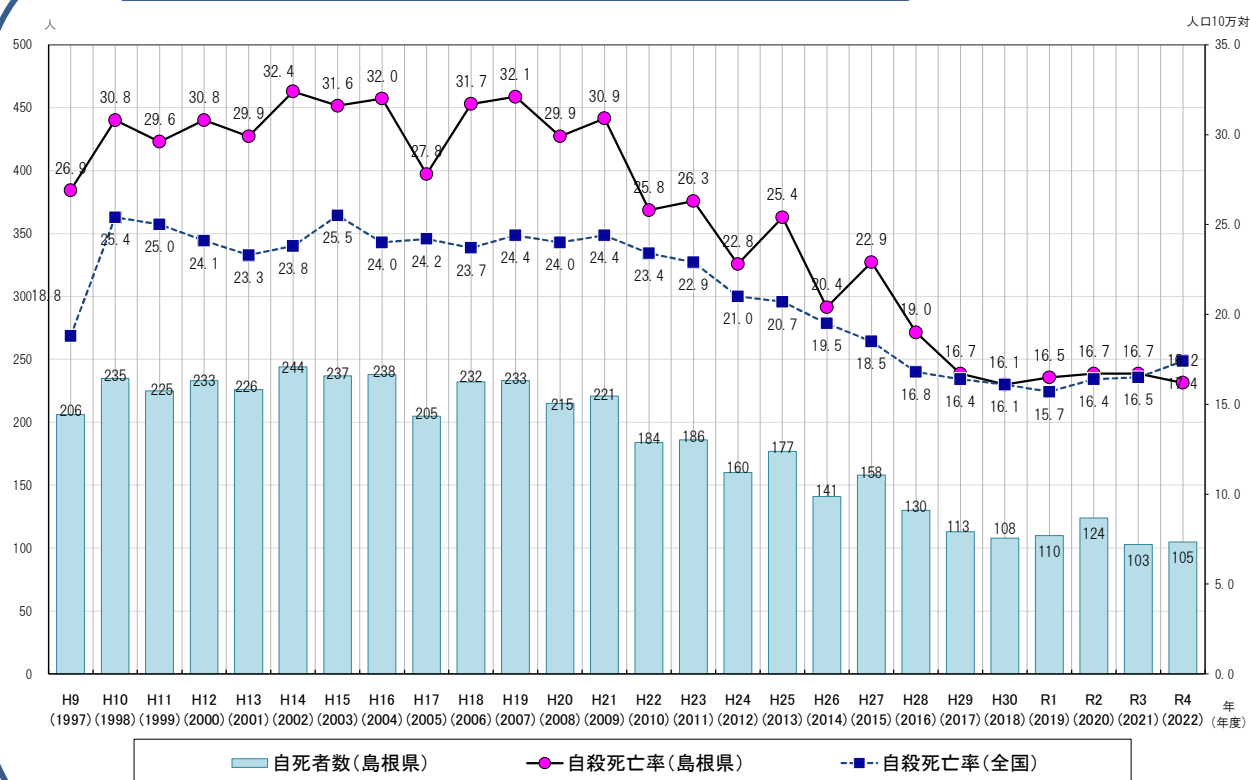
※就学援助率とは公立小中学校児童生徒の総数に占める就学援助受給者（要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計）の割合

○自死

本県の自死者数は、平成22（2010）年以降に200人を下回り、現在はおよそ100人となっています。

人口10万人当たりの自死者数を示す自殺死亡率は、これまでは全国平均に比べ高い水準で推移していましたが、年々減少し、令和4（2022）年は増加傾向にある全国平均を下回っています。

図10 島根県の自死者数および自殺死亡率（全国を含む）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

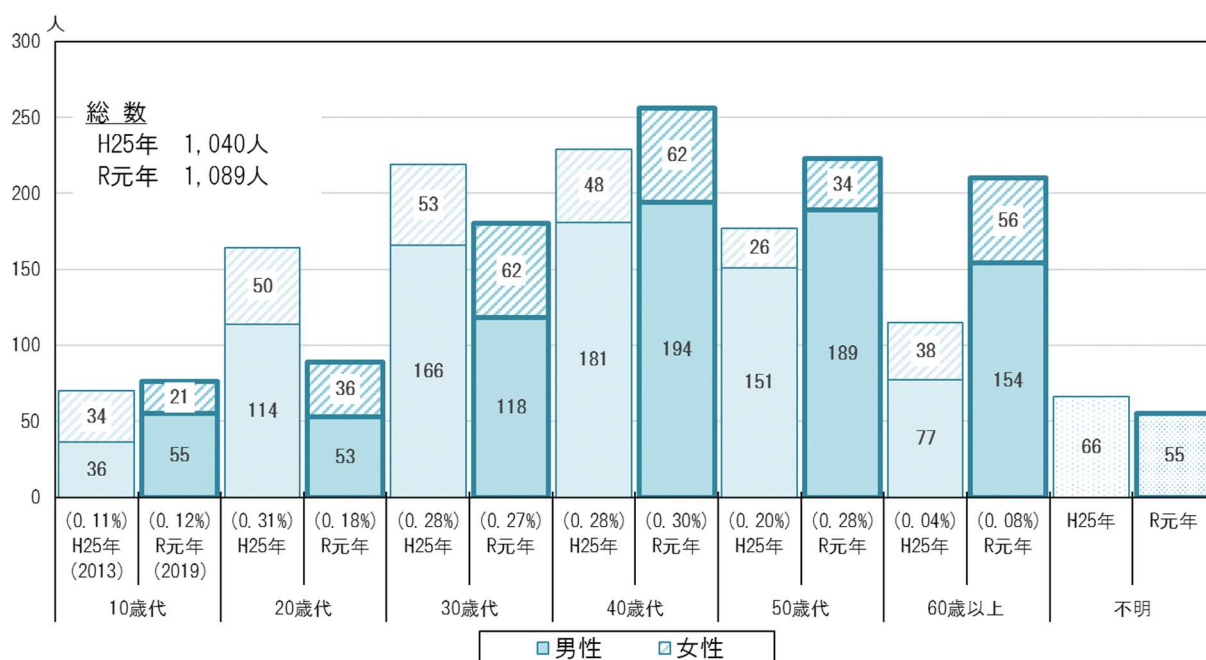
○ひきこもり

本県のひきこもり状態の方などについては、調査により把握できた該当者の総数は、平成25年調査では1,040人、令和元年調査では1,089人であり、年代別で見ると、40歳代が一番多くなっています。また、平成25年と令和元年で比較すると、20歳代～30歳代は減少しましたが、40歳代以上は増加しています。

人口当たりの該当者の割合では、30歳代から50歳代が比較的高くなっています。

男女別では、どの年代においても男性の割合が多くなっています。特に40歳代から60歳代以上では、70%以上を男性が占めています。

図11 島根県のひきこもり状態の方などの年代（男女別）



資料：県健康福祉部障がい福祉課「ひきこもり等に関する実態調査報告書」（令和元年12月）

表2 地域福祉をめぐる近年の動向

年	国	県
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正消費者安全法施行 ○障害者差別解消法施行 ○成年後見制度の利用の促進に関する法律施行 ○ヘイトスピーチ対策法施行 ○部落差別解消推進法施行 ○再犯の防止等の推進に関する法律施行 ○「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根総合発展計画第3次実施計画施行 ○第3期島根県地域福祉支援計画施行 ○第3次改定島根県DV対策基本計画施行 ○障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領施行
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正住宅セーフティネット法施行 	
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正社会福祉法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者総合支援法施行 ○改正児童福祉法施行 ○改正生活保護法施行 ○改正生活困窮者自立支援法施行 	
令和元年 (2019年)		
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正児童福祉法施行 ○改正児童虐待の防止等に関する法律施行 ○改正配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根創生計画施行 ○第4期島根県地域福祉支援計画施行 ○しまねっ子すくすくプラン施行
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ○改正社会福祉法施行 	
令和4年 (2022年)		
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ○こども基本法施行 	
令和6年 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> ○困難な問題を抱える女性支援法施行 ○孤独・孤立対策推進法施行 ○改正障害者差別解消法施行 ○改正介護保険法施行 ○改正障害者総合支援法施行 ○改正児童福祉法施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○島根県困難な問題を抱える女性への支援基本計画施行

表3 各制度の主な改正などの内容

	内 容
消費者安全法改正	平成28(2016)年4月施行 地方消費者行政の基盤強化などのため、地域の見守りネットワークの構築、消費生活相談などにより得られた情報の活用に向けた基盤整備、消費生活相談体制の強化、消費者行政職員および消費生活相談員の確保と資質向上が盛り込まれた。
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	平成28年4月施行 国の行政機関、地方公共団体、民間事業者などによる障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供が禁止され、対応要領の作成や啓発活動など、差別を解消するための措置を講ずることとされた。
成年後見制度の利用の促進に関する法律	平成28年5月施行 成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進委員会を設置することなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされた。
ヘイトスピーチ対策法(日本に住居している外国出身者に対する不当な差別的言動の解消に取り組む法律)	平成28年6月施行 日本以外の出身者またはその子孫に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、および国などの責務を明らかにするとともに、基本施策を定めてこれを推進することとされた。
部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)	平成28年12月施行 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに解消に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めた。
再犯の防止等の推進に関する法律	平成28年12月施行 国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止などに関する施策の基本となる事項を定めることとされた。
「ニッポン一億総活躍プラン」	平成28年6月閣議決定 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会の実現に向けて取り組むこととされた。
住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)改正	平成29(2017)年10月施行 住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度を創設した。
社会福祉法改正	平成30(2018)年4月施行 地域共生社会の実現に向けて、市町村による、住民主体の地域生活課題の把握や解決を支援する体制や、複合的課題に対応する包括的な相談支援体制づくりに努めることとされた。 令和3(2021)年4月施行 市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うため「重層的支援体制整備事業」が創設された。
介護保険法改正 障害者総合支援法改正 児童福祉法改正	平成30年4月等施行 地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険または障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度のサービスの指定を受けやすくなる「共生型サービス」が新たに位置づけられた。

	内 容
生活保護法改正	<p>令和6年4月24日公布～順次施行、一部遡及適用</p> <p>生活基盤の確立に向けた自立支援を図るため、生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとされた。</p> <p>生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながるよう、生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業が法定化された。</p> <p>多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定が創設された。</p>
生活困窮者自立支援法改正	<p>令和6年4月24日公布～順次施行</p> <p>単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図ることとされた。</p>
児童福祉法改正 児童虐待の防止等に関する法律改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律改正	<p>令和2（2020）年4月等施行</p> <p>児童虐待防止対策および配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図る為、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化および関係機関間の連携強化などの所要の措置を講ずることとされた。</p>

(1) 個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉の推進に際しては、すべての県民が等しく個人として尊重され、人間としての尊厳をもって自立した生活を送ることができるようにするという考え方が最も基本となります。

性別、障がいの有無や年齢、国籍などに関わりなく、すべての地域住民が、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、互いの差異と多様性を認め合いながら、相互に連帯し、ともに生きる社会をつくっていくという視点が重要です。

人権に関する法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法など）も踏まえながら、住民一人ひとりの人権を最大限に尊重する地域社会づくりを進めていく必要があります。

(2) 住民参加と協働によるともに支え合う地域づくり

地域福祉の推進に当たっては、そこに住む住民誰もが役割を持ち、互いに支え、支えられる地域づくりを進めていくことが重要であり、住民の主體的な参加が不可欠となります。

また、地域住民をはじめ、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、NPO、行政などといった多様な主体がそれぞれの持っている力や資源を活用して地域づくりに参画し、協働していく必要があります。

こうした多様な主体の参画と協働の仕組みを福祉分野だけでなく、教育、商工、農林水産、土木、防犯・防災など幅広い分野に広げていく必要があります。

(3) 各分野に共通する取り組みの推進

住民の地域生活課題は多様であり、制度ごとの福祉サービスでは対象にならない課題や複合的課題を抱えるケースが発生しています。こうした地域生活課題の解決のためには、市町村において高齢者、障がい者、児童その他の福祉分野を問わず包括的に支援する体制づくりを重層的支援体制整備事業などの取り組みにより進め、地域での支援の力を高めていく必要があります。

(4) 地域の特性を踏まえた地域福祉の推進

本県には、昔ながらの地域の絆を残した地域が数多く存在します。また、都市部においても総じてその規模が小さく、互いに顔の見える関係が良好に維持されているという利点もあります。さらに、互いを思いやる優しさにあふれた県民性など、先人が培ってきた豊かな精神風土も無形の資源として存在しています。

こうした温かな地域社会や人間関係が残されているという「島根の強み」を活かし、地域の特性を踏まえながら地域福祉を推進していくという視点が大切です。

(5) 市町村を超えた広域的な取り組みへの支援

県は、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする地域生活課題について、広域的な行政主体として求められる役割を果たしながら、市町村や関係機関と連携・協働して解決に取り組めます。

地域共生社会を実現していくためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築いていくことが求められています。これは、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するという地域福祉推進の目的と相通じるものであり、地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の推進が求められています。

このことから、本計画の基本目標を次のとおりとします。

誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、安心して、生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現

この基本目標を達成するための基本施策を以下の3項目とし、次章において詳しく述べていくこととします。

【基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり】

- 何らかの支援を要するときに、どこに相談しても、最終的に適切な解決やサービスにつながっていくよう、相談機関の充実や相互の連携を図ります。
- 必要な支援やサービスにつながりにくい人のために、地域のネットワークを構築するなどの体制を整備します。
- サービス提供に当たっては、福祉、保健、医療の各公的サービスの連携はもとより、事業者、ボランティアや地域住民など、様々な主体によるサービスも効果的に活用し、総合的な支援が行われるよう「包括的なサービスの支援体制構築」を推進します。
- サービス利用に当たって何らかの援助を要する人を支援するとともに、苦情解決の取り組みを進め、誰もが安心してサービスを受けられるよう、利用者の権利・利益の保護を進めます。
- 第三者によるサービスの評価の推進や、運営指導および指導監査などを通じて質の高いサービス提供を促進します。

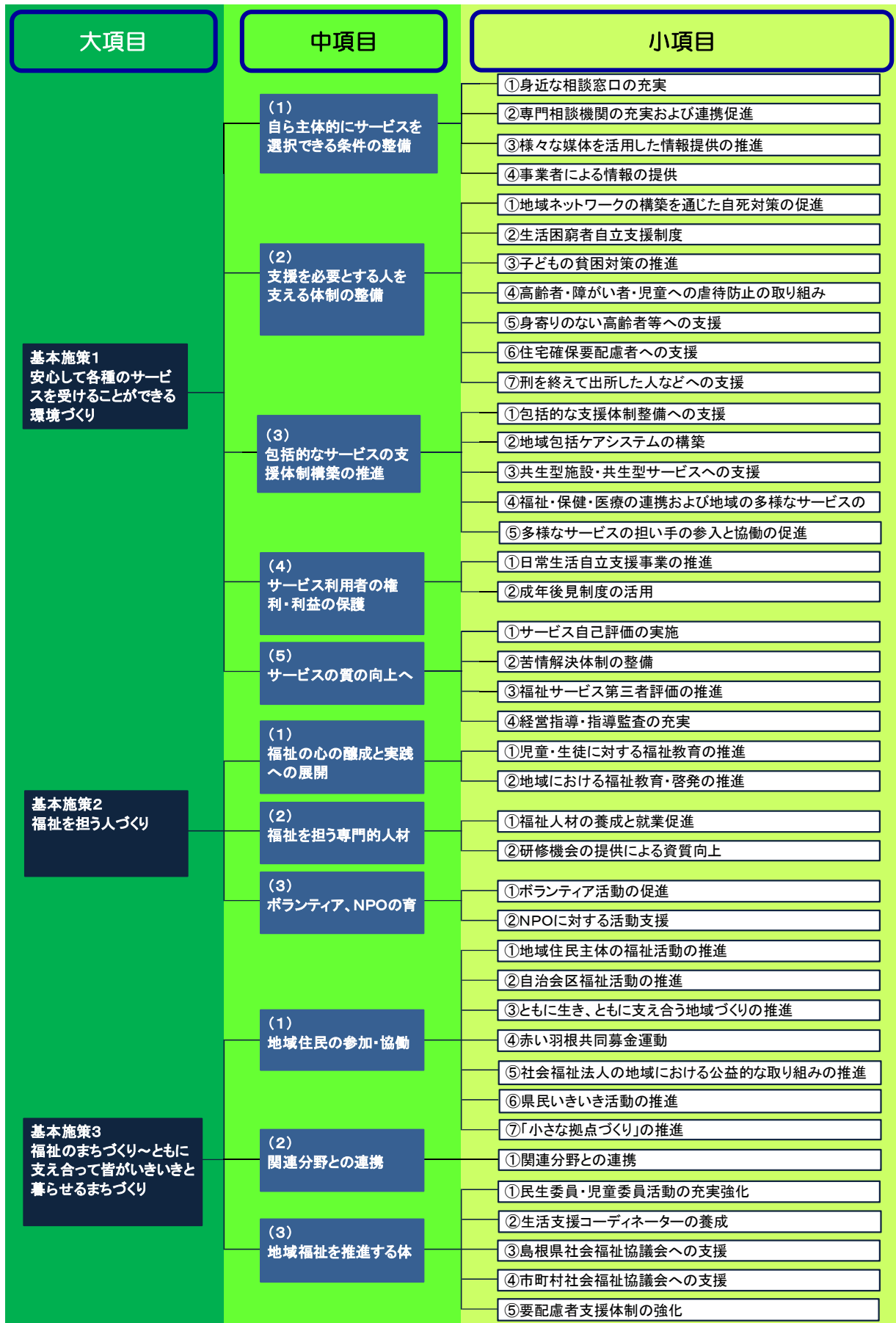
【基本施策2 福祉を担う人づくり】

- 生涯を通じた福祉教育・学習や広報啓発を通じて、地域住民の福祉活動に対する理解の促進を図り、地域福祉への主体的な参加を促します。
- 福祉を担う専門的人材の養成、確保および質の向上に努めます。
- ボランティア・NPOの育成を図り、その活動を支援します。

【基本施策3 福祉のまちづくり～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり】

- 地域住民主体の地域福祉を推進することにより、ともに支え合い、互いを認め合い、誰もが社会に参加し、自分らしく幸せに暮らせる地域づくり（＝福祉のまちづくり）を支援します。
- バリアフリーへの取り組み、健康長寿しまねの推進、地域での子育て支援など関連分野との連携を図り、誰にとっても住みよいまちづくりを進めます。
- 民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、島根県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の充実強化に向けた支援や、災害時における要配慮者などの避難体制を整備することにより、地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

図 1 1 施策体系図



第3章 地域共生社会実現のための施策

基本施策1 安心して各種のサービスを受けることができる環境づくり

1-（1） 自ら主体的にサービスを選択できる条件の整備

（視点）

地域住民が自らの生活上の課題を解決するに当たっては、どのような場合に、どのようなサービスを、どこで受けることができるのか、といった情報を入手したうえで、サービスを的確に取捨選択することが重要です。また、情報提供に当たっては、生活上の課題を整理するための支援やサービス選択に当たっての助言など相談機能が充実していることが必要です。このため、一人ひとりのニーズに適切に対応して相談や利用援助を行うとともに、様々な媒体を活用して効果的な情報提供を行っていく必要があります。

1-（1）-① 身近な相談窓口の充実

核家族化の進行や単身世帯・高齢世帯の増加などを背景に、児童虐待、配偶者同士の暴力、高齢者介護に係る虐待、ヤングケアラーなど、多様化するそれぞれの家庭の抱える問題について早い段階から関わり、気軽に相談できる体制づくりが求められています。

しかも、支援を要する人にとって、どこに相談すればよいか分かりにくいことから、相談窓口は重疊的に整備されていることが重要であり、さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくよう、分野を超えた相談機関相互、あるいは相談機関とサービス機関の連携が取られていることが大切です。

とりわけ、少子化対策や児童虐待防止・DV防止対策、困難な問題を抱える女性への支援などの観点から、子育てに対する支援や家庭内暴力などに関する相談機能を充実させていく必要があります。

また、県内の外国人住民人口は年々増加しており、外国人住民が抱える問題は、多様化、複雑化していることから、生活全般にかかる相談に対応できる環境を整備する必要があります。

こうしたことから、民生委員・児童委員や市町村など、身近な相談窓口の果たす役割が、今後ますます大きくなっていくものと考えられます。

（施策展開の方向）

- 地域住民に最も身近な立場で相談支援活動を行う民生委員・児童委員活動の一層の周知を図って

いきます。

- 要保護児童などの支援については、要保護児童対策地域協議会などに主任児童委員、民生委員・児童委員が構成員として参画している市町村もありますが、さらに積極的な関与と連携が図られるよう市町村へ働きかけを行います。
- 全市町村に妊娠・出産・子育てに関する総合相談窓口（こども家庭センター）を設置し、妊娠期からの切れ目のない相談・支援体制づくりを進めます。
- 障がい者に関する相談については、市町村において実施する障がい者相談支援事業の質の向上、強化に寄与する基幹相談支援センターの設置促進、機能強化のため、各種連絡会議を開催します。
- 研修などを通じて相談業務従事者の対応能力の向上に努めるとともに、専門的な相談機関への「つなぎ」が適切に行えるよう相互の連携に一層配慮していきます。
- 公益財団法人しまね国際センターによる多言語によるワンストップ型相談窓口を設置し、外国人住民からの生活全般に係る相談に対応します。

1 - (1) - ② 専門相談機関の充実および連携促進

高度の専門性を有する事案についての的確に相談対応できる専門相談機関の充実も、あわせて重要な課題です。さらに、これらの専門相談機関相互の連携や地域における身近な相談機関との連携を図っていくことが、今後ますます重要になってきます。とりわけ、児童相談所における児童虐待および女性相談センターにおける困難な問題を抱える女性、配偶者等暴力、性暴力被害への相談支援体制の強化など、新たな課題への適切な対応が求められています。

(施策展開の方向)

- 県の各種専門相談機関（保健所、児童相談所、女性相談センター、心と体の相談センターなど）の各種職員研修を通じた専門性の向上などにより、その機能の充実を図ります。

とりわけ、児童相談所においては、心理職や児童福祉司の任用資格保持者の配置に努め、専門性の向上を図ります。また、心と体の相談センターにおいては、精神保健福祉センターとしての専門相談、高次脳機能障がいの相談支援、自死対策専門相談員の配置などにより、専門的な相談への対応の充実を図ります。
- 専門相談機関と地域における相談機関との重層的なネットワークを構築し、一貫した支援体制が構築できるよう努めます。

また、市町村における要保護児童対策地域協議会の運営支援や連携に努めるとともに、県内7圏域で女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、連携の強化に努めます。
- しまね難病相談支援センターで、難病患者などの療養、日常生活、福祉サービス、就労などの相談に応じるとともに、専門医による相談を県内を巡回して行い、身近な地域での専門的相談体制を

確保します。また、保健・医療・福祉などの地域支援者への研修を実施し、難病患者の特性への理解を深め、相談支援機能の強化を図ります。

- 高齢者に関する医療や介護、福祉の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に向け市町村（保険者）の取り組みを支援します。
- 母子家庭等就業・自立支援センターで、ひとり親家庭などの就業支援や養育費をはじめ生活全般の相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や市町村職員などに対して実践的な研修を実施し、相談機能の強化を図ります。
- 性暴力被害者が安心して相談・支援を受けることができるよう、「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」及び民間団体等との連携・協力により、医療的支援・臨床心理士によるカウンセリング・法的支援など、被害者が求める相談・支援体制の強化を進めます。
- ひきこもり状態にある人や家族などへの支援を行うための中核組織として島根県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり相談や関係機関のネットワーク構築などの支援策を推進します。
- 島根県医療的ケア児支援センターで、医療的ケア児等からの様々な相談に応じるとともに、医療的ケア児に対する各種サービスや支援を総合調整するコーディネーターを育成するための研修を実施し、相談支援機能の強化を図ります。また、小児慢性特定疾病対策地域協議会・医療的ケア児支援連絡協議会を開催し、関係機関の連携強化に努めます。

1-（1）-③ 様々な媒体を活用した情報提供の推進

サービスの利用や事業者の選択に当たっては、利用可能なサービスに関する情報が分かりやすく提供されることが必要であり、また、情報の受け手である住民も様々な状況にあることから、多様な方法による情報提供が求められています。

（施策展開の方向）

- 県ホームページなどインターネットを活用した情報提供を一層充実させるとともに、誰にでも分かりやすい内容とするよう努めていきます。
- 広報誌など「紙」による情報提供にも引き続き取り組むとともに、地域のネットワークなど日常的な交流を通じた情報提供の仕組みも活用していきます。

子どもの各種相談窓口については、保育所や学校に在籍するすべての児童、生徒および医療機関に相談窓口を記載したカードを配布します。

- 県民の方々からの要望に応じて県職員が出向き、行政説明や意見交換を行う「しまね出前講座」において、福祉・健康など身近なテーマについての情報提供を行います。

図1 電話相談カード

The image shows a collection of telephone consultation cards. The cards are organized into several categories:

- 子育ての不安・女性の不安 10代の性の不安 (助産師が対応)**: Maternity support cards with phone numbers like 090-7135-4637 and 090-7136-4609.
- 女性の悩み (女性相談ダイヤル)**: Women's support cards listing various centers and phone numbers such as 0852-25-8071 and 0854-84-5661.
- 子どもや子育ての悩み**: Child and parenting support cards listing various centers and phone numbers like 0852-21-3168 and 0853-21-8789.
- 子どもや保護者の悩みやごまじりごと**: Cards for children and guardians, including a toll-free number 0120-7867-19.
- 性暴力に関すること**: Cards for sexual violence support, such as 0852-25-3010 and 0852-28-0889.
- こころの健康**: Mental health support cards, including 0852-21-2885.

On the right side, there is a large green card for **子どもと家庭 電話相談室** (Child and Family Telephone Consultation Room) with a toll-free number 0120-258-641 and operating hours from 10:00 to 8:00.

1- (1) -④ 事業者による情報の提供

行政による情報提供を県ホームページを活用して行うとともに、事業者も透明性を高め、提供する福祉サービスの内容や提供体制を適切に利用者に情報提供することも、利用者のサービス選択の自由度を高める見地から重要な取り組みです。このことから、社会福祉法においても、事業者が必要な情報を積極的に提供するよう求められているところです。

(施策展開の方向)

- 事業者による適切な情報提供が行われるよう啓発・指導します。
- 利用者のサービス選択のための情報を提供する「福祉サービス第三者評価」への取り組みを進めます。
- 社会福祉法人の指導・監査結果について、文書指摘内容および改善状況について毎年度県ホームページにおいて公表します。

1- (2) 支援を必要とする人を支える体制の整備

(視点)

地域には様々な課題を抱えた住民が生活しています。しかし、抱えている課題が複雑化・多様化していたり、地域とのつながりが希薄化していたりするため、外部に支援を求めることが困難で、必要な支援やサービスにつながりにくくなっている人もいます。

そういった人たちを早期に発見し、必要な支援やサービスに結び付けていくためには、関係機関によるネットワークの構築やアウトリーチ型の支援、地域住民の支え合いなど、地域全体で支えていく仕組みが必要です。

1- (2) -① 地域ネットワークの構築を通じた自死対策の促進

本県では年間およそ100人の自死者があり、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は全国平均となっています。特に、男性の働き盛り世代と高齢者の自殺死亡率の割合が高くなっています。

地域全体で自死予防の意識高揚を図るなど、地域ネットワークの構築を通じて自死対策への取り組みを強化することが喫緊の課題です。

(施策展開の方向)

- 本県における総合的な自死対策の指針として令和5（2023）年に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、自死対策を推進します。
- 県内の関係機関や団体で構成する「島根県自死総合対策連絡協議会」を開催し、連携の強化に努めます。
- 地域全体で自死予防の意識高揚を図り、地域の実情に応じた継続的な取り組みを推進するため、圏域ごとに市町村など関係機関や団体で構成する「圏域自死予防対策連絡会」を設置し、保健所が中心となって地域のネットワークを構築していきます。
- 児童生徒が命の尊さを学ぶ教育などの充実や、心の健康についての普及啓発の推進などを通じて県民一人ひとりの気づきと見守りを促します。
- 市町村や自死遺族の会など、関係機関・関係団体との連携を深め、自死予防の観点にとどまらず、総合的に各種施策を推進していきます。

1- (2) -② 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27（2015）年に施行されました。

この法律では、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」とともに「生活困窮者の支援を通じた地域づくり」を目標として掲げており、福祉事務所を設置する自治体（本県ではすべての市町村）が、「自立相談支援

事業」(就労その他の自立に関する相談支援などを行う事業)と、「住居確保給付金」(離職などにより住宅を失った生活困窮者などに家賃相当のお金を給付する事業)を必須事業として実施するほか、「就労準備支援事業」や「家計改善支援事業」などの事業が実施できるようになっています。

自治体においては、自ら支援を求めることが難しい生活困窮者の早期発見のため、地域ネットワーク構築による、包括的支援体制を用意するとともに、働く場や参加する場を広げる(不足する場合には開発・創造する)ことによって、生活困窮者が「一方的に支えられる」のではなく「相互に支え合う」地域をつくっていくことが求められています

県は、こうした市町村の取り組みが円滑に行われるよう支援します。

(施策展開の方向)

- 施策を進めていくうえでの課題について、県、市町村、自立相談支援機関などが認識を共有し、解決に向けた取り組みを行う場として「生活困窮者自立支援連絡会議」を開催します。
- 支援の必要な方を早期から把握し支援することができるように、県、市町村、自立相談支援機関が連携し、制度の周知を行うとともに、市町村社会福祉協議会や地域包括支援センター、隣保館などによる相談事業と連携を図っていきます。
- 多様な研修の実施や相談事例の共有を通じ、市町村の相談に対応する力を高めます。また、従事者の負担が軽減されるようなフォローの仕組みを構築します。
- 生活困窮者が、就労・社会活動への参加を通じて、地域社会とのつながりや自尊感情を回復していけるよう、市町村とともに支援を行います。
- 生活困窮者が生活基盤となる安定的な居住の確保を図れるよう、関係機関や市町村と連携しながら支援体制の整備を図ります。

1－(2)－③ 子どもの貧困対策の推進

令和4(2022)年国民生活基礎調査によると、全国の子どもの貧困率は11.5%で、子どもの約9人に1人が相対的貧困の状態にあるとされています。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、国や地方公共団体をはじめ、社会全体で取り組まなければならない課題です。

県では、平成27(2015)年に、子どもの貧困に気づき、支え、未来につなぐためのセーフティネットを広げていくことを目指した「島根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し、子どもや保護者などに対して、市町村と連携しながら教育、福祉、雇用などの各施策を実施することにより、子どもの貧困対策を推進しています。

(施策展開の方向)

- 子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者などへの適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用など部門を超えた連携体制の構築を進めます。
- 子どもに対しては、現在の不安や困難を取り除くとともに、将来に向かって能力や意欲を伸ばし、希望を持って進路を選択できるような支援を行います。
- 保護者などに対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者などが、直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。
- 県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

1－(2)－④ 高齢者・障がい者・児童への虐待防止の取り組み

全国的に高齢者、障がい者および児童に対する虐待の被害件数は増加傾向にあり、死亡事案などの深刻なケースも発生しています。社会的・身体的に弱い立場にある人を虐待から守るための取り組みの強化が必要です。

また、生活困窮、介護負担、育児の悩みなどが背景となり養護者や保護者が虐待に至る場合もあるため、世帯全体の状況に着目し、関係機関が連携して地域生活課題の解決を図っていくことも必要となります。

(施策展開の方向)

- 市町村が行う、高齢者や養護者からの相談に対する指導、助言に関し、情報提供などの必要な援助を行います。
- 児童虐待への迅速、的確な対応を図るため、児童相談所に弁護士、保健師、警察OBを配置し、専門性向上と対応力強化に取り組みます。
- 障がい福祉サービス事業所などの組織管理や研修体制の課題が背景となり従事者などが虐待に至る場合もあることから、関係機関が連携して事業所などに対して研修や指導・助言を行います。

1－(2)－⑤ 身寄りのない高齢者等への支援

高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯は増加してきています。家族のつながりや地域のつながりが希薄化してきている中、高齢者の中には、身寄りがなかったり、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある人もいます。

こうした、身寄りのない高齢者の方は、住宅の賃借や施設への入所の問題、日常の金銭管理や書類による手続きの仕方、さらにお亡くなりになった後の葬祭や財産処理など日常生活や社会とのかかわりの中でさまざまな課題があります。

(施策展開の方向)

- 一部の市町村では、身寄りのない高齢者への支援に当たる機関に向けて、支援にあたっての役割分担や、高齢者の意思決定への支援方法等についてまとめたガイドラインを作成するなどの取組が進められています。県では、これらの優良事例などを市町村等に情報提供し、よりよい取り組みにつながるよう支援を行います。
- 高齢者等終身サポート事業について、現在、直接規律・監督する法令・制度等はなく、監督官庁や事業者団体も存在しないため、国において高齢者に安心して事業を使っただけのための検討が進められていることから、県では、この検討の状況を注視していきます。

1－(2)－⑥ 住宅確保要配慮者への支援

低額所得者・高齢者・子育て世帯など(住宅確保要配慮者)については、家賃滞納・居室内の事故や孤独死・騒音などに対する不安により、民間賃貸住宅の賃貸人から入居を断られることがあります。このような住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の支援を行います。

(施策展開の方向)

- 住宅に困窮した世帯に対して公平かつ的確に公営住宅の供給を図ります。
- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を促進し、円滑な入居を支援します。
- 居住支援に関する多様なニーズに対応するため、島根県居住支援協議会を中心に、福祉部局と住宅部局が連携し、支援体制の充実を図っていきます。

1－(2)－⑦ 刑を終えて出所した人などへの支援

島根県の刑法犯認知件数は、ピークであった平成15(2003)年の約5分の1以下まで減少しており、令和5(2023)年は1,956件となっています。

一方、刑法犯による検挙人員に占める再犯者の比率(「再犯者率」)は上昇傾向にあるため(令和5(2023)年の再犯率は全国47.0%、島根県46.2%)、国では、平成28(2016)年

に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を制定し、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止などに関する施策を総合的に推進するための基本的事項を示し、さらに平成29（2017）年には、再犯の防止などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」が策定され、令和5年（2023年）3月には「第2次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

国の再犯防止推進計画では犯罪をした者などが、貧困や疾病、障がい、など様々な要因により、社会の中で生きづらさを抱えていることを指摘しており、これまでの国の刑事司法関係機関による取り組みのみならず、国・地方公共団体、民間団体が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

県では、令和3（2021）年に、犯罪をした者等の更生や社会復帰に対する理解・協力及び支援の輪を県全体に広げ、支援対象者の背景にある生活課題や生きづらさに寄り添いながら、その立ち直りを見守り、支え、孤立しない環境づくりを推進することを目指し「島根県再犯防止推進計画」を策定しています。

（施策展開の方向）

- 再犯防止に向け、刑事司法関係機関や福祉関係機関が連携して支援ニーズの把握などを行い地域の社会資源につなぐなど、対象者への継続的な支援を行っていきます。
- 地域生活定着支援センターの取り組みを通じ、被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者が、釈放後又は退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう支援します。
- 犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くため、国が実施する「社会を明るくする運動」に参画するとともに、再犯防止に関する取り組みの広報・啓発活動を推進します。
- 関係機関相互の連携強化を図りながら、再犯防止に係る取組や課題等の情報共有や島根県再犯防止推進計画の進行管理及び検証等を行います。

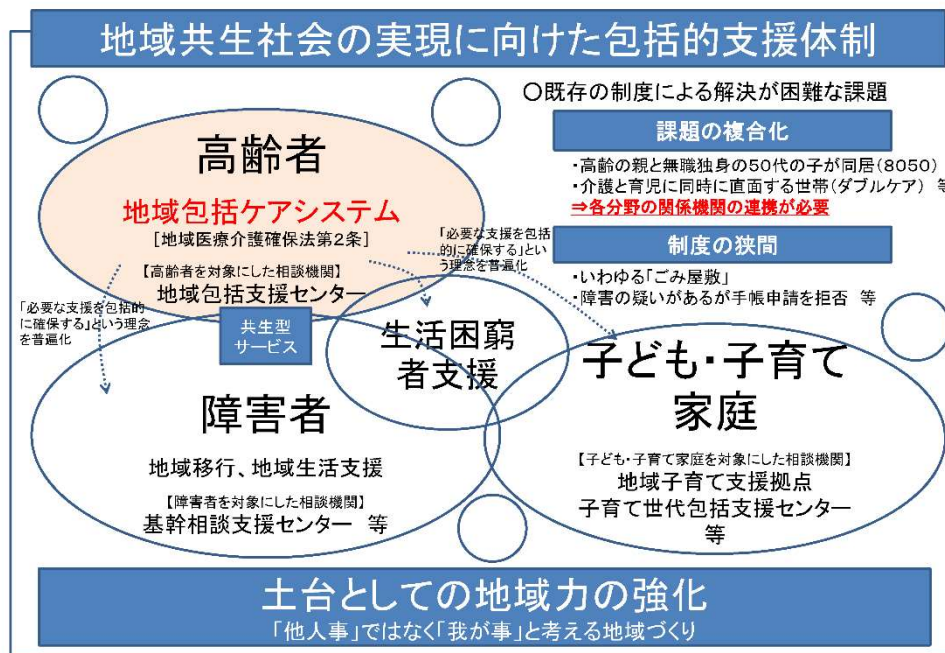
1 - (3) 包括的なサービスの支援体制構築の推進

(視点)

近年、地域住民が暮らしていく上での課題は、8050問題やダブルケア、社会的孤立、生活困窮等、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複雑化しています。

こうした複雑化・複雑化した課題は、従来の属性別の支援体制では対応が難しくなっており、対象者の属性を問わない包括的な支援体制の整備が求められています。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者の支援を地域で包括的に確保する地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者支援、ヤングケアラーなど、生活上の困難を抱える地域住民へも広げていくものであると考えられます。



資料：厚生労働省

1－(3)－① 包括的な支援体制整備への支援

地域住民が抱える地域生活課題は複合化・複雑化してきており、従来の高齢、子ども、障がいといった属性別の支援体制では対応が難しくなっています。こうした中、平成29（2017）年に社会福祉法が改正され、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に資する支援が包括的に提供される体制を整備することが、市町村の努力義務として規定されました。

さらに、令和2（2020）年の社会福祉法の改正では、市町村における包括的な支援体制の整備のための手法の一つとして、既存の高齢・子ども・障がい・生活困窮といった各分野の相談支援等の取組を生かしながら、「相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業が創設されました。

県では、各市町村が複合化・複雑化した地域生活課題に対応できるよう、包括的な支援体制整備を支援します。

（施策展開の方向）

- 市町村における包括的な支援体制の整備を推進するため、先駆的な取組等を紹介するセミナーを開催します。
- 島根県社会福祉協議会と連携して、市町村の包括的な支援体制の取組を促すための効果的な支援策を検討します。

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

（社会福祉法第106条の3）

（改正社会福祉法第106条の4）



資料：厚生労働省

1 - (3) - ② 地域包括ケアシステムの構築

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が、包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を市町村、関係機関および団体などと連携して進めています。

市町村においては、介護保険制度における地域支援事業を活用し、医療と介護の連携体制の構築、介護予防教室の実施や通いの場の創出、配食や見守り等の生活支援サービスの実施、認知症との共生など、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組みが進められています。

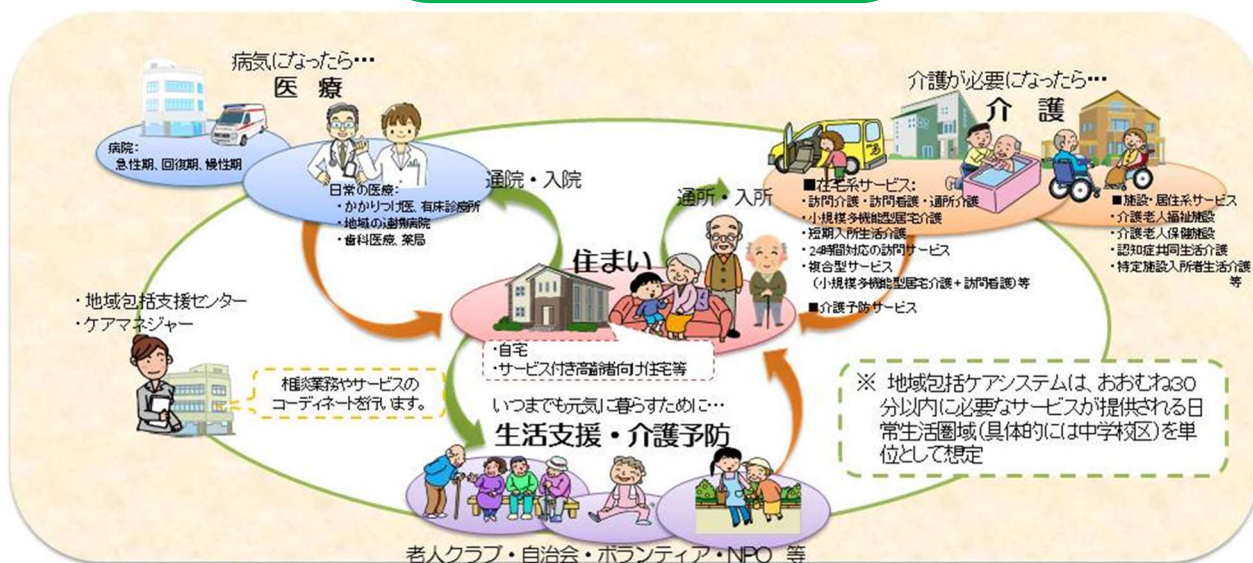
(施策展開の方向)

- それぞれの地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を市町村が中心となって構築できるよう、第9期島根県介護保険事業支援計画に基づき、関係市町村などと連携しながら取り組みを進めます。
- 県は、地域包括ケアシステムの推進のため、市町村の取組への伴走支援を行うとともに、圏域内で完結できない課題等については、広域的な議論の場を提供するなど、引き続き、市町村において、地域の実情を踏まえた議論や検討が進むよう支援していきます。
- 介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していくような地域づくりを推進します。
- 健康づくりと介護予防の連携を強化するとともに、健康長寿しまね推進会議の構成団体との連携により、地域における一体的な取り組みを進めます。
- 高齢者が地域活動の担い手として社会参加をし、地域を豊かにする活動を促進していくため、老人クラブなどの団体の活動を支援し、高齢者による支え合い活動の一層の活性化を図ります。
- 権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民や生活支援コーディネーターをはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築します。生活支援体制の整備に向けて生活支援コーディネーター養成研修を行います。
- 虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワーク構築の取り組みを支援します。
- 情報共有や高齢者の見守りなどを行う「地域見守りネットワーク」の構築を促進します。
- 質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していきます。
- 慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進します。高齢者本人の意思を尊重し、切れ目のない在宅医療・介護

にかかる様々な支援を、包括的かつ継続的に提供できる体制が構築できるよう関係機関と連携して検討や調整を行います。

- 高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進します。
- 認知症サポーターの養成などを通じて、地域で認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進します。また、研修会や先進事例の共有を通じて、認知症サポーターの資質向上の取組や認知症サポーターによる地域活動を支援する取組を実施している市町村を増やしていきます。
- 高齢者の移動手手段の確保に関して、市町村に対して住民主体の移動サービス創出のための支援や、交通担当部局と連携して必要な情報提供などを行います。

図2 地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

1- (3) -③ 共生型施設・共生型サービスへの支援

共生社会の実現に向けて、高齢者、障がい者、子どもたちが交流をする事例や利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスなど分野横断的な取り組み事例が増えつつあります。

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創る地域共生社会の実現に向けて、このような取り組み事例を県内に広めることが必要です。

(施策展開の方向)

- 共生型施設および共生型サービスの先駆的事例の把握・広報を行い、共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開を支援します。
- 市町村・事業者に対して共生型サービスの取り組み実施への助言を行います。

1－(3)－④ 福祉・保健・医療の連携および地域の多様なサービスの活用

これまで、公的な福祉サービスの提供に際しては、福祉・保健・医療各分野の連携促進を図ってきたところですが、引き続き連携強化に努めていく必要があります。

専門職による多職種連携だけでなく、地域における様々な主体と協働していくことが包括的な支援体制の構築につながります。

(施策展開の方向)

- 高齢者や障がい者のケアマネジメントに従事する者の技術の向上を図るとともに、多様なサービスを適切に活用できるよう情報提供や関係機関との連携強化に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会構成員、民生委員・児童委員など、児童や保護者などへの相談・支援にあたる者に対する研修や情報提供を通じ、地域の相談・支援体制の強化を図ります。
- 県の各機関も相互に連携し、サービス総合化の視点で諸施策の推進を図ります。

1－(3)－⑤ 多様なサービスの担い手の参入と協働の促進

支援を要する人に適切なサービスを提供するためには、地域の中で一人ひとりのニーズに的確に対応したサービスが充足されている必要があります。そのためには、社会福祉法人だけでなく、営利法人、NPO、ボランティア、地域住民など様々な主体のサービス提供への参入が望まれます。

各地域において、行政、サービス提供事業者および地域生活課題の解決に向けた活動を展開する個人や団体が、相互に連携・協働することにより、一層、利用者本位のサービス提供を実現することが可能となります。

また、本県においては、「県民いきいき活動促進基本方針」を策定し、県民・企業・NPO・行政などが、自主性および主体性を尊重し相互理解の下に一体となって、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示しています。

行政とNPOなど多様な主体が様々な分野で共通認識をもち、それぞれの有する資源を生かして相互に協力することにより、地域生活課題の解決やより良い公的サービスの提供につながり、福祉サービスの総合的な提供が行えるよう、幅広い協働を推し進めて行く必要があります。

(施策展開の方向)

- NPOの活動促進に向けた支援を行うとともに、NPOの活動を広く情報発信し、地域住民の社会貢献活動への参加を促進します。
- 「県民いきいき活動促進基本方針」に基づき、協働のための環境を整備し広げていくための取り組みや、行政の体制整備や人材育成、市町村との連携・協力により、福祉分野での行政とNPOなどの協働の促進を図ります。

1- (4) サービス利用者の権利・利益の保護

(視点)

多くの福祉サービスが、措置から契約へ移行したことに伴い、サービスの利用者と提供者が対等な関係で契約を締結することとなりましたが、人によっては、サービス利用に際して何らかの支援を要する場合や、財産管理の能力が十分でない場合があります。

サービス利用者が事業者と真に対等の立場に立ち、安心してサービスを受けるためには、サービス利用者の権利・利益の保護が一層重要な課題となっています。

1- (4) -① 日常生活自立支援事業の推進

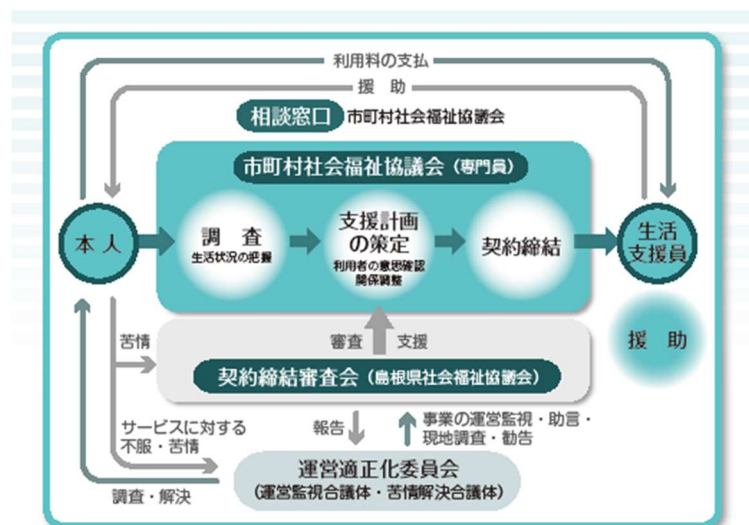
平成12(2000)年の社会福祉法の改正により、判断能力が不十分で、日常生活を営むうえで支障のある人が福祉サービスを利用する際に、必要な手続や費用の支払に関する事務を支援する制度として「福祉サービス利用援助事業」が導入されました。現在、本県においては、島根県社会福祉協議会が、県内の各市町村社会福祉協議会に「日常生活自立支援事業」として当該事業を委託実施しています。事業開始以降利用者が増加しており、本事業の趣旨は着実に浸透してきていますが、今後さらに利用者のニーズに的確に対応できるよう、実施体制の強化に努めるとともに、成年後見制度への移行を促すなどの取り組みも必要です。

(施策展開の方向)

- 島根県社会福祉協議会における日常生活自立支援事業への取り組みを引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項の充実が図られるよう努めます。

- ・ 関係者や利用対象者への広報や啓発
- ・ 事業担当者への研修の充実
- ・ 必要に応じて成年後見制度につながるための仕組みづくり

図3 日常生活自立支援事業イメージ図



資料：島根県社会福祉協議会HP

1－(4)－② 成年後見制度の活用

平成12(2000)年の民法改正により導入された「成年後見制度」では、「自己決定の尊重」と「本人の保護」との二つの理念の調和が図られています。判断能力が不十分な人が、福祉サービスや財産管理に関する契約などの法律行為を行うに当たっては、この制度を活用することが望まれます。認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、制度の利用の必要性が高まっていくと考えられますが、利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者などの数と比較して著しく少ないのが現状です。

このようなことなどから平成28(2016)年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、令和4(2022)年3月には「第2期成年後見制度利用促進基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定されました。

法律では、成年後見制度が、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある方を支える重要な手段でありながら十分に利用されていないことから、国および自治体が責任を持って、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進することを目的としています。ノーマライゼーション、自己決定権の尊重および身上保護の重視を基本理念として、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備の推進が求められています。

基本計画では、市町村の役割として、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組むことが求められています。都道府県の役割としては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすことが求められています。

権利擁護体制の充実を図るため、成年後見制度のさらなる普及啓発とともに、弁護士などの専門職後見人以外の市民後見人の育成や、法人後見人の体制整備により、当事者への総合的な支援体制の構築が求められています。

(施策展開の方向)

- すべての市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置が行われるよう支援します。また単独設置が困難な市町村については、広域設置に向けた助言などを行います。
- 専門職団体、島根県社会福祉協議会、市町村及び市町村社会福祉協議会などから構成される協議会を開催し、地域連携ネットワークの構築や担い手の確保・育成の推進などについての検討を行います。
- 市町村の設置する中核機関が持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保について国へ働きかけます。
- 成年後見制度の普及啓発に一層努めます。
- 意思決定支援の理念を浸透させるため、関係機関等に対して研修を実施し、支援の質の向上に取り組

り組みます。

- 市町村長申立が適切に実施されるよう、研修会の開催により市町村の取組を支援します。
- 市町村長申立てに係る低所得高齢者の成年後見制度の申立費用の補助などを行う「成年後見制度利用支援事業」について、市町村や相談支援事業所に対して活用を働きかけます。
- 弁護士などの専門職後見人以外に、日常生活面から高齢者を支援する市民後見人を育成・支援することを目的とする市町村における「権利擁護人材育成事業」の取り組みを支援します。
- 日常生活自立支援事業との連携のもと、利用者の状況に合わせた成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援します。

1－（5） サービスの質の向上への取り組み

（視点）

事業者が自らのサービスの水準を点検し、その改善を行っていくうえで、また、利用者が自分にとってふさわしいサービスを選択するための情報として、サービス評価の実施と評価結果の利用者への開示を進めていくことはきわめて重要な取り組みです。また、事業者が提供するサービスに対する利用者の苦情などに適切に対応していくことも質の高いサービスを提供していく上で重要です。

一方、このような自主的な取り組みとあわせて、実地指導や指導監査による事業の適切な運営への指導、助言なども、サービスの質の確保を図り、事業の適正な運営を確保する観点から、引き続き充実させていく必要があります。

1－（5）－① サービス自己評価の実施

社会福祉法において、事業者はサービスの自己評価を行うことが努力義務として規定されています。自己評価を実施し、自らのサービスの水準を点検し、その結果に基づき改善を行うことにより、サービスの質の向上が期待されることから、事業者によるサービスの自己評価の取り組みを引き続き進めていく必要があります。

また、県の条例などにより自己評価が義務とされている事業があることから、事業者はその義務の履行を果たすことが必要です。

（施策展開の方向）

- 適切な自己評価が行われるよう評価基準の提供など必要な指導、助言を行います。

1－（5）－② 苦情解決体制の整備

利用者の福祉サービスに対する満足感を高め、利用者の権利を保護するうえで、苦情解決への取り組みは重要な課題となっています。

このため、社会福祉法において、各事業者は利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないこととされ、苦情解決責任者および苦情受付担当者の選任や第三者委員の設置が指針として示されています。

また、利用者事業者の間では解決困難な事案の処理や、利用者からの申し出に基づいてあっせんなどを行う「島根県運営適正化委員会」が島根県社会福祉協議会に設置されています。さらに、介護保険サービスについては、島根県国民健康保険団体連合会が第三者機関として苦情解決に当たることとされています。また、介護サービス事業所などにおいても、苦情解決の窓口を置き、迅速かつ適切に対応することとなっています。

今後も、サービス利用者の増加や利用者の権利意識の定着によって苦情解決へのニーズは、ますます

高まっていくことが予想されます。

(施策展開の方向)

- 利用者および事業者に対する広報・啓発を行い、苦情申出がしやすい環境を醸成します。
- 研修会や指導監査を通じて事業者の理解の促進や積極的な取り組みへの指導を行います。
- 苦情解決が円滑に図られるよう島根県社会福祉協議会や島根県国民健康保険団体連合会との連携に努めます。

1 - (5) -③ 福祉サービス第三者評価の推進

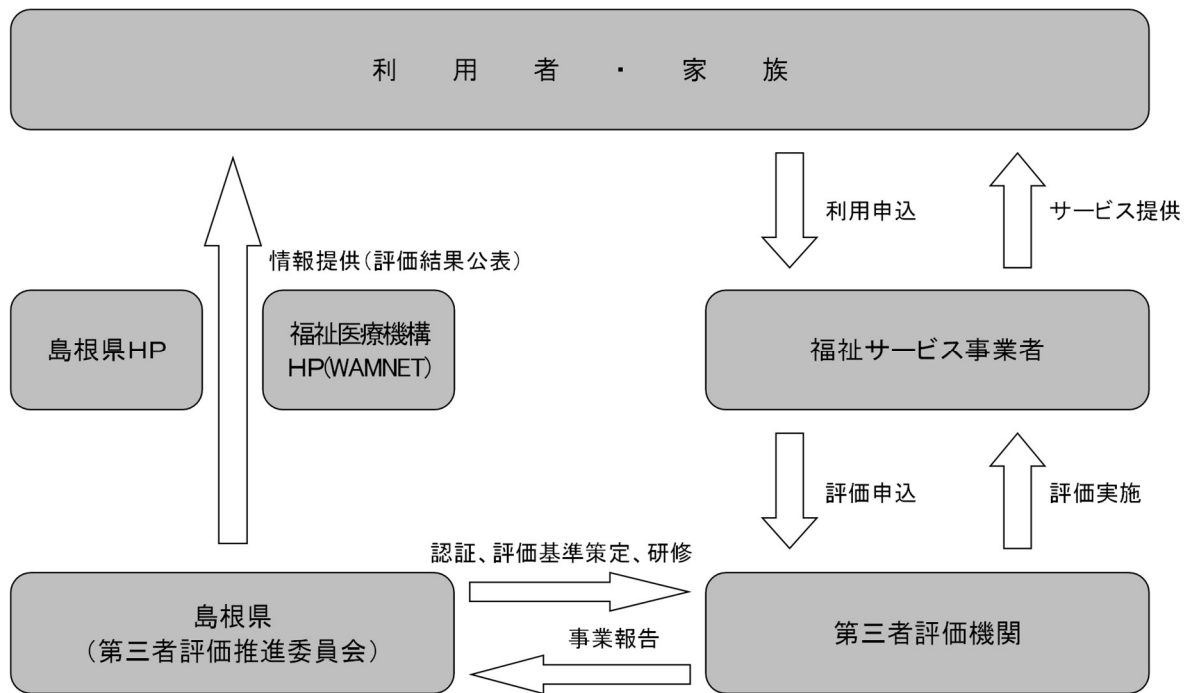
福祉サービスに対する評価の客観性や信頼性を高めるうえでは、事業者が行う自己評価とともに、一定の基準を満たした公正・中立な第三者評価機関による評価が有効と考えられます。このため、本県においては、福祉サービス第三者評価制度を平成17（2005）年から導入していますが、まず、平成24（2012）年度から児童養護施設など社会的養護関係施設において3年に1回の受審が義務化されました。平成30（2018）年度から介護・障がい分野では、サービス提供の開始に当たって、あらかじめ利用申込者またはその家族に対して第三者評価の実施の有無を重要事項として説明することとされ、また県は、第三者評価受審促進に向けた目標を設定し公表することとされております。

今後、設定した目標の達成を図るとともに、利用者などが福祉サービスの選択に資する情報を適切に得られるよう福祉サービス第三者評価を推進していきます。

(施策展開の方向)

- 第三者評価機関の育成および認証や、評価調査者の養成・継続・更新研修を行います。
- 福祉サービスの質の向上のための評価結果の適切な情報公開と、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択できるよう分かりやすい情報提供を推進します。
- 関係機関と連携し、あらゆる機会を捉えて第三者評価制度の普及を図るとともに、効果的な方法により事業者の第三者評価導入に向けた取り組みを促進します。

図4 福祉サービス第三者評価事業イメージ図



1 - (5) -④ 経営指導・指導監査の充実

サービス提供事業者が、適切な事業運営や人事、労務、会計などの管理を行い、安定的な経営基盤を確立することは、サービスの質を確保するうえで重要な課題です。このため、島根県社会福祉協議会においては、経営指導事業として、経営全般に関する指導・相談・援助を行っています。

また、県が行う指導・監査も、法令などに基づいた適切な事業運営やサービス提供を確保するうえで重要な役割を担っています。

社会福祉法人以外にも多様な経営主体が福祉サービスに参入する中で、実地指導や指導・監査を通じて適切な事業運営やサービス提供を促していくことは、ますます重要となっています。

社会福祉法人については、改正社会福祉法により経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保などの制度改革が行われ、その趣旨に則り指導監査に適切に反映させていきます。

さらに、防災対策などの課題についても適切に対応できるよう指導していく必要があります。

(施策展開の方向)

- サービス提供事業者が適切な事業運営・人事管理・組織運営が行えるよう、島根県社会福祉協議会における経営指導事業を引き続き支援します。
- 指導・監査機関相互の連携を図り、感染症や自然災害、原子力災害への対応など、指導監査を一層充実させていきます。

基本施策 2 福祉を担う人づくり

2- (1) 福祉の心の醸成と実践への展開

(視点)

地域福祉を推進するためには、その担い手である地域住民一人ひとりが、福祉に対する正しい理解と深い認識を持ち、地域生活課題の解決に向けて実践することが重要です。

そのためには、幼少期から高齢期まで生涯にわたり、多様な実践を交えた計画的な教育、学習の機会の提供や広報、啓発を行っていく必要があります。

本県には温かな地域社会や人間関係の中で育まれた真面目で勤勉な県民性があります。こうした「島根の強み」を活かしながら、福祉教育や人材育成などに取り組む視点が重要です。

2- (1) -① 児童・生徒に対する福祉教育の推進

人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの多様性を認めながらともに生きていくことの重要性など豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育てていくことはきわめて重要な取り組みです。

福祉教育は、社会の中で支え合い、ともに生きるための力を育むものであり、全人格的な発達の基礎となる教育であることから、学校の教育活動全体を通じて推進するとともに、地域においても日常生活を通じて積極的に取り組んでいく必要があります。

その実施に当たっては、教育委員会、学校など、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係者が十分に連携を図り、地域の人材や資源を積極的に活用しながら、「総合的な学習の時間」などにおいて取り組むとともに、休業日などにおける地域の中での学習機会を活用し、地域において人との関わりなどを通して豊かな人間性を育み、さらには、福祉についての理解を深めながら、連帯意識や自らの役割や責任を果たそうとする意識を高めるための取り組みを強化していく必要があります。

(施策展開の方向)

- すべての学校などにおいて福祉教育が行われるよう取り組んでいきます。特に、教育委員会、学校、社会福祉協議会との密接な連携を図り、地域の人材や資源を有効に活用した福祉教育充実への取り組みを一層進めていきます。

2- (1) -② 地域における福祉教育・啓発の推進

地域においては、互いに支え合う心や活動などを育む環境づくりを進めるため、家庭、行政、学校、福祉施設、社会福祉協議会などが一体となった地域連帯の輪を広げていくことが大切です。

そのうえで、生涯学習の観点から、住民一人ひとりのライフステージや生活場面に応じた福祉講座や座談会などの開催、さらには体験活動の機会の提供などを通じて、福祉への理解や関心を深めるとともに、地域生活課題解決に向けた実践力を身に付けていく必要があります。

とりわけ、身近な地域における福祉教育の充実が重要であり、市町村（地区）社会福祉協議会などと連携し、公民館を拠点とした地域生活課題に即した取り組みの充実が求められています。

また、このような学習を通じて、住民が主体的にボランティアなどの実践活動に取り組んでいけるよう展開させていくことが重要です。

さらに、福祉教育を推進していくには、多様な情報提供や啓発活動も重要であり、今後とも、様々な機会を捉えて広報などを進めていく必要があります。

（施策展開の方向）

- 公民館と市町村（地区）社会福祉協議会の連携を促し、地域の実態に応じた公民館における学習プログラムの充実を図ります。
- 県・市町村社会福祉協議会と連携し、地域の福祉教育指導者の養成やスキルアップ研修を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。
- 地域はそれ自体が福祉教育にとって最良の教材であり、地域の中での多様な交流の促進や地域生活課題への取り組みを通じて、地域住民の福祉に対する理解や関心が一層深まるよう努めます。
- 認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成します。
- 障がいの特性や必要な配慮などを理解し、障がいのある人を支援するあいサポーターを養成します。
- しまね県民福祉大会、その他福祉に関する各種のイベントや情報提供を通じて、地域住民の福祉への理解を深めていきます。

2- (2) 福祉を担う専門的人材の養成・確保

(視点)

福祉サービスは、人を相手とし、人の手によって行われるサービスであることから、サービスの質を確保し、適切なサービスを行うためには、高度な専門性や幅の広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を養成するとともに、このような福祉人材の安定的な確保を図っていく必要があります。

そのためには、県内におけるあらゆる関係機関・団体などとの密接な連携により福祉人材の養成を図るとともに、福祉サービス事業への新規求職者に対する就業支援や就業経験を有する者の再就業の支援を行い、さらには福祉サービス事業従事者の資質向上のための研修機会を充実させる必要があります。

2- (2) -① 福祉人材の養成と就業促進

本県では、拡大する福祉ニーズに応えられるよう、関係機関・事業者などが連携を図りながら、ホームヘルパー、介護福祉士、介護支援専門員、保育士など、多様な職種の養成・就業促進に努めてきました。

しかしながら、福祉職場への定着率は高いとは言えず、また、少子高齢化や核家族化などに加えて、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年には、認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者が増加し、今後さらに福祉ニーズは増大していくと想定されることから、引き続き人材養成、福祉職場への就業促進に取り組むとともに、資格取得の支援や雇用条件の改善など福祉職場への定着率を高める方策を講じる必要があります。また、保育士についても、養成校入学者数の減少や保育士の早期離職、職員配置基準の見直しによる保育士の不足などが懸念されることから、新たな人材の確保や有資格者の就業促進を図る必要があります。

本県では、福祉人材の確保を図るため、島根県社会福祉協議会を指定して、島根県福祉人材センターを運営しています。島根県福祉人材センターにおいては、福祉職場への求人・求職の斡旋、紹介などを行う無料職業紹介事業、求人求職開拓、合同就職面接会などを行う福祉・介護人材マッチング支援事業、UIターンフェアへの参加、福祉人材に関する情報提供や各種研修会、講習会などを行っています。今後とも島根県福祉人材センターの機能強化に努め、福祉人材の養成と就業促進を図る必要があります。

また、福祉人材の確保に当たっては、教育現場での働きかけが重要です。学校での副読本やガイドブックによる福祉教育や福祉職場での体験学習、県内外の養成校学生に向けた福祉の就業体験、魅力発信動画やデジタルパンフレットの作成及び啓発などにより、生徒、保護者、教員が福祉についての知識や理解を深めていくことを通じ、地元の福祉職場への就業に繋げていく必要があります。

(施策展開の方向)

- 今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう福祉・介護人材の養成機関や関係

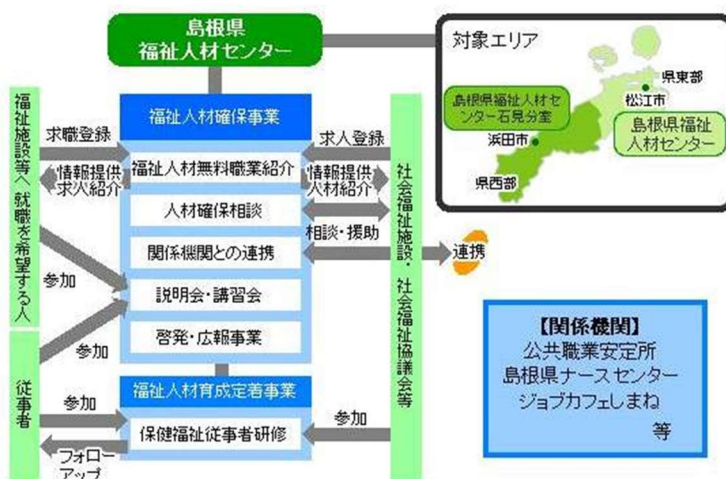
団体などと密接に連携を図り、人材養成を進めていきます。

- 島根県福祉人材センターにおける事業の一層の充実を図ります。とりわけ、以下の事項への取り組みを強化します。
 - ・ ハローワークやナースセンターなど関係機関との連携強化による一層効果的な就業支援の実施
 - ・ 大学生・専門学校生および転職者など、福祉分野への就労希望者に対する各種講習会や面接会などの開催による多様な人材の確保
 - ・ 資格を持ちながら勤務していない、いわゆる「潜在介護福祉士」、「潜在保育士」、「潜在看護師」の職場復帰、就労につながる研修などの実施
 - ・ 介護福祉士等修学資金貸付制度、保育士修学資金貸付事業、保育士修学資金（家賃）貸付事業、島根県社会福祉法人経営者協議会・島根県老人福祉施設協議会が行う介護福祉士養成修学資金貸与事業や市町村独自の貸与制度など、福祉分野への進学・就職を促す情報の提供
- 県内の関係機関・団体で構成する「島根県福祉・介護人材確保推進会議」の中で、福祉・介護人材の確保・定着に向けた事業の検討を進め、効果的な人材確保対策を推進します。
- 介護人材のすそ野を拡げ、介護未経験者の参入を促進するため、中高年齢者や未就労者など多様な人材に対するアプローチを進めます。
- 働きやすく、働きがいのある福祉・介護職場づくりを目指して、職場環境の整備を支援するとともに、介護についての理解やイメージを高める取り組みを進めます。
- 今後、県内の介護現場において外国人介護人材が円滑に就労・定着ができるよう支援していきます。
- 中高生の福祉体験などを通じ、市町村が行う中学校での福祉に関する学習を支援していきます。
- 小中高生向けに福祉・介護の仕事の内容や魅力を紹介する副読本やガイドブックの作成・配布、福祉職場での体験学習や介護職場のイメージアップ事業など、福祉や介護の分野に対する若い世代の理解や関心を高める取り組みを強化します。
- 県外に向けての幅広い情報発信や広報啓発に努め、U I ターンによる就業を促進します。
- 県外の保育士養成施設に在籍する学生の県内就職の促進を目的に、県内の保育所で実習・就業体験・ボランティアを行う際の旅費を助成します。
- 外国人介護人材の受け入れや就労上の課題について、事業所団体等との意見交換などにより把握に努め、外国人介護人材受入施設環境整備事業等の活用促進など、今後の支援の在り方について検討していきます。
- 介護ロボットやICTの導入に要する経費の一部を補助する等の支援を引き続き行います。
- 保育士の職場定着を高めるため、保育施設で勤務する管理職や保育士等を対象に労務環境の改善

等を目的としたセミナーを実施します。

- 福祉・介護事業者による職場の見える化を進め、事業所選択のきっかけとなる福祉・介護人材育成宣言事業所制度の普及を進めます。

図5 島根県福祉人材センターの取り組み



資料：島根県社会福祉協議会HP

2-（2）-② 研修機会の提供による資質向上

福祉に関するニーズが多様化する中で、利用者にとって、より満足度の高いサービスを提供するためには、すべての福祉サービス事業従事者がその職種に応じた専門的知識・技術を高める必要があります。

島根県福祉人材センターでは、資格取得のための支援研修をはじめ、新任職員から管理職員までの福祉職員キャリアパス対応生涯研修、経営支援研修、テーマ・課題別研修、資格支援研修を行い、福祉サービス従事者の資質の向上に努めています。また、職場研修サポート事業により、県内養成校・職能団体などの協力のもと、小規模事業所などへ講師派遣を行っています。

（施策展開の方向）

- 島根県福祉人材センターにおける研修機能の充実を図ることとし、特に、以下の事項への取り組みを強化します。
 - ・ 介護保険法の改正や障害者総合支援法の施行により、人事管理やサービス管理も含めた経営管理が大きな課題となっていることを踏まえ、福祉サービス事業経営者を対象とした研修への支援
 - ・ 研修内容への助言や外部講師の確保など、各事業所が行う職場研修を充実させるための支援
- 福祉に関する各研修機関・団体との連絡調整を緊密に行い、県内において体系的な研修実施が可能となるよう努めていきます。

2- (3) ボランティア、NPOの育成と活動支援

(視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政の果たす役割に加え、ともに支え合い、助け合うという観点から、地域住民の自発的な取り組みが重要になっています。

とりわけ、地域福祉の担い手として、ボランティアやNPOの役割は今後ますます大きくなることが予想されますが、活動に対する社会的認知度はまだ高いとは言えないため、一層積極的な支援を行うとともに、理解を深めるための広報・啓発に努める必要があります。

2- (3) -① ボランティア活動の促進

ボランティア活動への関心を持ち、市町村社会福祉協議会に登録されている方は、令和6(2024)年3月末現在769団体16,703人となっており、地域福祉の担い手として多種多様な分野にわたって活動を行っています。

こうしたボランティアの活動を育成・支援するため、本県では平成21(2009)年ボランティアの募集情報の発信や、県民がボランティア登録を手軽に行うことができる「県民活動応援サイト(島根いきいき広場)」を開設しています。また、島根県ボランティア活動振興センター(島根県社会福祉協議会設置)や市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会設置)では、ボランティア活動の推進や機運の醸成に向けた取り組みを行っています。

このうち、島根県ボランティア活動振興センターでは、県域におけるセンターとして、広域的課題や開拓的・先駆的課題に対する取り組みとそのプログラム開発、およびボランティアコーディネーターの研修など人材育成を行うとともに、市町村ボランティアセンターや関係団体と連携しながら、各種事業の実施を通じて、地域住民がボランティア活動に参加しやすくなるような環境づくりを進めています。

一方、市町村ボランティアセンターでは、ボランティアの養成講座の開催、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネート、各種の情報提供などを通じて、ボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動に当たって必要な支援を行うことにより、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる環境づくりを進めています。

引き続き、地域の中で個別に活動を行っているボランティア団体などが情報交換を行うなど、横のネットワークを組んで活動を行える仕組みづくりが課題となっています。

近年、勤労者が、社会貢献または余暇活動としてボランティア活動に関心を持つ場面や、退職したいわゆる『団塊の世代』が新たに地域の一員に加わる場面も増えています。ボランティアやNPOなどが、勤労者の持つ専門的な知識を必要とする場面も多く、勤労者のボランティア活動や民間非営利活動への

参加が大きく期待されています。

また、高齢者や障がい者などをボランティアの受け手としてのみ捉えるのではなく、自らもボランティアとして活動が行えるよう支援する観点も重要となっています。

さらに、自然災害の被災地支援において大きな力となっている、災害ボランティア活動に県民ボランティアが参加しやすくするための環境整備も、重要性が増してきています。

(施策展開の方向)

○ 島根県ボランティア活動振興センターおよび市町村ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、引き続き支援していきます。支援に当たっては、以下の事項について充実が図られるよう努めます。

- ・ ボランティア希望者と地域のボランティアニーズを結びつけるボランティアコーディネーターの拡充と専門性を高める取り組み
- ・ ボランティア団体やNPOを含む市民活動団体相互のネットワーク形成や協働のための交流の場の提供
- ・ ボランティア活動に対する企業・労働組合の理解を深めるとともに、勤労者のボランティア活動への支援や体制づくりを進め、勤労者のボランティア活動参加を促進する取り組み
- ・ 企業向けフォーラムの開催や表彰制度の実施を通じた企業の社会貢献活動の促進

・ (公財) ふるさと島根定住財団
(しまね県民活動支援センター)
との連携を強化し、ポータルサイトの充実などボランティア活動や民間非営利活動の情報提供など効果的な支援の実施

・ 島根県ボランティア活動振興センターを運営する島根県社会福祉協議会を通じた災害ボランティア(被災者の支援を目的とした善意の活動を無償で行う個人・団体)の活動環境整備の支援(災害ボランティアセンター運営者・運営支援者養成講座の開催及び災害ボランティア基金や災害ボランティアバンクの広報周知など)

○ 市町村、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会など関係機関と連携し、災害発生時に災害ボ

図6 県民活動応援サイト島根いきいき広場ホームページ



アドレス <https://www.shimane-ikiiki.jp/>

ランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境の整備を行います。

■ 2－(3)－② NPOに対する活動支援

ボランティア基盤の上に立ち、より組織化され、継続的な活動を行いうるNPOへの期待が高まっています。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく認証団体は、平成31（2019）年3月末現在で287団体になっていますが、近年団体数は微増となっています。

また、NPOは今後の公共サービスの新たな担い手として注目されていますが、多くのNPOについては、資金調達、人材育成、情報開示などが大きな課題となっています。NPOが自主的で主体的な活動を展開し、地域生活課題の解決に貢献できるよう活動基盤の整備を支援していく必要があります。

本県においては、（公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）でのNPOの研修、相談をはじめNPO活動に対する総合的な支援を行っています。今後、さらに活動しやすい環境づくりを進めるため、市町村との連携や県の部局を超えた支援体制を築いていく必要があります。

（施策展開の方向）

- （公財）ふるさと島根定住財団（しまね県民活動支援センター）におけるNPO支援機能を一層充実させていきます。特に、資金、人材、情報をはじめとするNPOの活動基盤の強化を支援します。
- NPOと行政との協働や活動しやすい環境づくりを進めるため、市町村とも連携し、県全体でNPOを支援していきます。

基本施策3

福祉のまちづくり

～ともに支え合って皆がいきいきと暮らせるまちづくり

3－（1） 地域住民の参加・協働による地域福祉の推進

（視点）

誰もが、住みなれた地域で、生きがいを持ち、充実した生活を送りたいという願いを持っています。そして、このような願いに応えるためには、行政によるサービス提供に加えて、地域住民自らが、より住みやすい地域を創っていかうとする自主的・主体的な活動が重要です。また、すべての地域住民が、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されていなければなりません。

これまで、各地域において、地域住民が主体となって、ともに支え合うネットワークを構築し、支援を要する人を支えるとともに、福祉活動を通じてより良い地域づくりを行う取り組みが進められてきました。一方、住民だけでは対応が困難な課題やニーズに対しては、社会福祉法人、企業、NPOなど多様な主体による社会貢献活動が大きな役割を果たしています。

今後とも、各地域において住民の総意のもと、地域福祉の推進を基調とした福祉のまちづくりに向けて参加・協働していく必要があります。

3－（1）－① 地域住民主体の福祉活動の推進

地域においては、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど様々な団体が、多様な活動を行っています。また、地域住民も相互に交流し、日常的な声掛けや助け合いが行われています。本県においては、社会福祉協議会の主導のもと、関係団体や地域住民が集まって、地域の福祉に関する課題や資源を把握し、福祉のまちづくりを推進するための民間の福祉活動の総合計画である「市町村地域福祉活動計画」の策定や推進が積極的に進められています。

一方、市町村においては、社会福祉法に基づき地域福祉を推進するため「地域福祉計画」を策定することが求められています。

こうした行政計画としての「地域福祉計画」と民間の福祉活動計画としての「地域福祉活動計画」は適切な連携を持ちながら策定・推進される必要があります。

（施策展開の方向）

- 人口減少・少子高齢化が進行する本県において、地域コミュニティの空洞化を防止するためには、地域におけるきめ細かな福祉活動の推進を図っていくことが重要であることから、「地域福祉計画」の策定および推進が円滑に行われるよう、市町村への支援に努めていきます。

3- (1) -② 自治会区福祉活動の推進

これまで、島根県社会福祉協議会および市町村社会福祉協議会では地区（小学校区・公民館区）を単位に、サロン活動、学習活動などを中心とした「小地域福祉活動」を行ってきました。

地域生活課題は複雑化・多様化してきており、解決に向けて自治会区などの日常生活圏域での支え合い・見守り活動が重要となっています。

市町村社会福祉協議会を中心に地域生活課題の解決を目指す協議の場づくりなどの推進に向けた取り組みを、島根県社会福祉協議会を通して支援しています。

今後も、地区社会福祉協議会（地区福祉会）、町内会、自治会、老人クラブ、PTA、ボランティア、NPOなど、地域の多様な担い手が連携・協働しながら活動していくことが重要です。

（施策展開の方向）

- 社会福祉協議会を中心に進めている自治会区福祉活動が、県内の多くの地域で取られるよう、行政、関係団体などの連携体制の強化、支援を行います。
- 地域の福祉活動をコーディネートする「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」の実践力の向上に努めます。
- 優れた自治会区福祉活動を行っている団体の活動を表彰し、その取り組みを紹介します。

3- (1) -③ ともに生き、ともに支え合う地域づくりの推進

誰もが、住みなれた地域で、いきいきと暮らすためには、国籍、年齢や障がいの有無、程度にかかわらず、すべての地域住民が主体的に地域と関わり、それぞれの状況に応じて地域社会の一員として活動できる環境が整備されている必要があります。

とりわけ、高齢者・障がい者などを支援の「受け手」としてのみではなく、その持てる能力、知識や経験を活かして、「支え手」としても捉え、社会参加を促すなど、地域住民すべてが「互いに支え合う」という観点に立った取り組みが重要になります。

また、地域の結びつきが希薄化していく中で、支援を要する人々が決して孤立することなく、地域の中で見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけることが必要です。何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に取り込み、支援していくためには、地域のネットワークを有効に機能させていくことが重要です。さらに、身近な地域において交流や支援を行う機能や活動拠点の充実も課題となっています。

すべての地域住民が差異や多様性を互いに認め合い、ともに支え合い、ともに生きる地域社会づくりを行うことにより、一人ひとりの自己実現が可能となるとともに、ノーマライゼーションの理念が具現化できるものと考えられます。

（施策展開の方向）

- 地域の中で何らかの支援を要する人を見守り、その人の生活上の課題を発見し、地域の中で支援するとともに、必要に応じて行政によるサービスが受けられるようにするため、自治会区のネットワークが「見守り」、「発見」、「つなぎ」のネットワークとして機能するよう引き続き支援し、その活用を図ります。
- 高齢者や障がい者などが、年齢や障がいなどにかかわらず、文化、スポーツ、ボランティアなどの地域活動や生涯学習など多様な活動に参加し、地域の人々と交流できるよう、これらの人々の社会参加を促進し、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを支援していきます。
- 市町村社会福祉協議会などが中心となって実施している高齢者や子育て家庭などを対象とした交流活動を支援していきます。支援に当たっては、世代間交流をはじめ地域内の多様な交流が促進されるよう努めます。
- 地域全体で子どもを育てる場、地域のつながりの場として子ども食堂は貴重な取り組みです。
島根県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、青少年育成島根県民会議、NPOなどと協働し、創設や継続のための相談受付、運営スタッフのスキルアップ、情報交換、ネットワークづくりを目的とした研修会の開催などを行っています。今後も、島根県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会とも連携を図りながら、地域や民間団体の主体的な動きを尊重しつつ、活動しやすい環境づくりの支援を進めていきます。
- 公民館が、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。
- 隣保館については、福祉と人権のまちづくりの拠点として、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善・向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資するという役割を果たしていることから、地域住民の交流をはじめ、地域福祉活動の拠点として一層有効に活用されるよう引き続き支援を行っていきます。また、隣保館が地域の支援関係機関の一つとして、これまで以上に活用されるよう、関係機関との連携や隣保館職員の資質向上とスキルアップについて支援を行っていきます。

3-（1）-④ 赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄附」を通じて、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、各種の福祉基金や助成により、住民の寄附先は多様化しており、福祉活動団体は活動を安定的に行うために基金などの財源を活用することが求められています。

(施策展開の方向)

- 赤い羽根共同募金運動の推進を支援します。
- 助成金や福祉基金などに関する情報の提供に努めます。

3- (1) -⑤ 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みの推進

地域における福祉サービスの重要な担い手である社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、法人の規模にかかわらず、地域における公益的な取り組みの実施に努めることが責務として規定されました。特に、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを提供するなど、これまでの制度では満たされなかった社会的要請に応え、地域のネットワークに積極的に参画し、新たなニーズを踏まえた取り組みを進めていく必要があります。

(施策展開の方向)

- 社会福祉法人が、地域の福祉ニーズを踏まえ、他の事業主体では対応できない様々な公益的活動に積極的に取り組むことができるよう支援していきます。

また、小規模な社会福祉法人など単独で公益的活動を実施することが困難な場合は、複数の法人などが参画するネットワークの構築などの環境整備を図り、協働した取り組みが行えるよう支援していきます。

3- (1) -⑥ 県民いきいき活動の推進

福祉、まちづくり、子どもの健全育成、環境保全など多様な分野において、地域生活課題の解決に向けた県民、NPOなどによる自主的・自発的な活動が活発に展開され、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現するうえで大きな役割を果たしています。

本県においては、平成17(2005)年、県民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPOなどによる地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、NPOなどとの協働を推進しています。

こうした『県民いきいき活動』や協働が広がり深まることによって、地域が活性化し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くことを目指しています。

(施策展開の方向)

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づき、『県民いきいき活動』の促進と協働の推進を図るための施策の基本的な考え方と体系を示した「県民いきいき活動促進基本方針」を策定しています。その基本方針に従い、県民・企業・NPOなど多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』や『協働』の一層の促進を図ります。

- 『県民いきいき活動』を様々な広報媒体やセミナーの開催などによって広く県民に周知し、活動の意義などについての理解の促進を図ります。
- 県民が『県民いきいき活動』へ積極的に参加できるよう、県民・企業・NPOなどと連携して、活動機会の拡大に向け取り組みます。
- これまで取り組みを進めてきた『県民いきいき活動』の一層の促進を図るため、NPOなどが自主的で主体的な活動を展開し、地域生活課題の解決に貢献できるよう、支援を行います。また、活動成果の向上のため、中間支援組織機能を有する（公財）ふるさと島根定住財団（県民活動支援センター）と連携を行います。
- NPOなどとの協働を推進するため、県の総合相談窓口の充実や各職場に配置した協働推進員のコーディネート機能の強化を図ります。

■ 3-(1)-⑦ 「小さな拠点づくり」の推進

これまで、公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりを推進してきたことにより、住民同士の話し合いによる地域実践活動が着実に増加しています。一方で、県内の中山間地域では、若年層を中心とした人口の流出、高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や、買い物など日常生活に必要な機能・サービスの確保が困難となる集落が増えています。

また、一部の地域では、ガソリンスタンドなど地域住民で維持していくことが難しい生活機能が失われつつあります。

さらに、医療機関や介護・福祉事業所において患者・利用者の減少や、職員の不足、サービスに係るコストが割高になるなどの理由によって、医療・介護・福祉サービスの提供が困難となる地域も生じています。

このため、これまで市町村と連携して進めてきた公民館エリアを基本とした住民の合意形成による地域運営の仕組みづくりについては継続しつつ、今後は、燃料、買い物など生活機能の確保に直結する取組について、行政がより関与しながら、旧市町村等を基本として、生活機能を維持・確保していくことが必要です。

あわせて、安全・安心な暮らしを支える医療・介護・福祉サービスや日常生活での移動ニーズを踏まえた、最適な交通手段の確保が不可欠となっています。

（施策展開の方向）

- 地域住民の話し合いにより、生活機能を確保するための計画づくりや実践活動が進められるよ

う、市町村と連携して地域運営の仕組みづくりを支援します。

また、地域住民による実践活動を進めてきた地域については、円滑に活動が行われるよう、地域の取組を支援します。

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて、市町村や関係機関が行う医療・介護・福祉サービスの維持・確保に向けた検討が進むよう支援します。
- 路線バスやタクシーなどについて、地域の実情に応じて、最適な交通手段への転換を図ることなどにより、地域生活交通が確保されるよう市町村と連携して取り組みます。

3- (2) 関連分野との連携

(視点)

地域福祉の推進に当たっては、福祉、保健、医療の一体的な運営はもとより、生活関連分野との連携を図ることが重要です。このことによって、はじめて地域住民の地域生活課題を包括的に解決することが可能となります。また、関連分野の施策を推進するうえでも、地域福祉と一体的に取り組むことにより、一層の効果が期待できる場面も多いと思われます。

3- (2) -① 関連分野との連携

本計画の推進に当たっては、関連分野の施策と十分に連携を図りながら取り組みを進めていきます。

(施策展開の方向)

○ バリアフリーの推進

本県においては、平成10(1998)年に「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、障がいのある人もない人も、誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくりの推進を進めています。

今後とも、地域住民、事業者などへの普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など「物のバリアフリー」はもとより、「心のバリアフリー」にも一体となって取り組み、ひとにやさしいまちづくりを総合的に推進していきます。

○ 健康長寿しまねの推進

健康寿命の延伸を目標とした健康づくり県民運動を、全県および各圏域において「健康長寿しまね推進会議」を母体として推進しています。

「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」「生涯を通じた健康づくり」「疾病の早期発見、合併症予防・重症化予防」「多様な実施主体による連携のとれた県民運動の推進」を柱に誰一人取り残さない健康づくりの取組を展開していきます。

○ 地域における子育て支援・児童の健全育成

少子化対策や児童の健全育成の推進に当たっては、行政、企業、NPOなど、地域社会全体で子育てを支援し、地域の中で子どもたちが健やかに育つ環境づくりを行うことが重要です。子育て家庭の負担感や不安感の軽減に向け、子育てを地域全体で応援する機運の醸成や子育て家庭への支援サービスの充実など必要な環境づくりに努めていきます。

○ 地域における住民生活の包括的な支援

障がいや公共交通機関の状況などのために移動に支障がある住民の「移動手段」の確保や、高齢

者、障がい者の働く場の確保など、地域における住民生活の包括的な支援に向けて、関係機関と連携を図りながら取り組みを進めていきます。また、障がい者については、地域生活への移行・定着を進めるため、居住に関する支援を行うとともに、一般就労に向けた取り組みや障害者就労支援事業所における工賃向上を推進します。

3- (3) 地域福祉を推進する体制の充実

(視点)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域福祉の担い手である地域住民をはじめ、事業者、ボランティアやNPOなどを支援し、これら主体間の適切な連携を確保し、持てる力を最大限発揮させる役割を担うものが必要であり、その充実強化が不可欠の課題です。

また、災害時において特に配慮を要する高齢者、障がい者などに対しては、平時から災害時に備えた支援体制を整備しておくことが重要です。

3- (3) —① 民生委員・児童委員活動の充実強化

民生委員・児童委員は、地域住民にとって最も身近な相談・支援者として、地域における福祉ニーズを発見し、関係機関と適切に連携を図り、人権に配慮しながら、課題解決に向けて取り組むことが期待されています。

生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援、子育て家庭への支援、児童虐待の早期発見やひとり暮らし高齢者の見守りなど地域実態に即した具体的でタイムリーな取り組みが求められています。

地域住民が抱える地域生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中で、民生委員・児童委員が住民に適切な助言を行い、効果的なサービス利用につなげていくためには、研修を充実させることはもとより、主任児童委員の連携・援助機能の強化や関係機関・団体との連携強化を図っていく必要があります。

しかし、活動に対する地域住民の理解が得られなかったり、世帯の抱えている課題が複雑化・多様化し、対応が困難になってきていることなどが、活動のしにくさや負担感につながり、委員の担い手不足による欠員が生じている地域もあります。

(施策展開の方向)

- 民生委員・児童委員として、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させるとともに、民生委員・児童委員の活動内容の広報や活動を行ううえでの課題の把握に努め、円滑な活動が行える環境づくりを進めます。

また、主任児童委員についても、よりの確な相談・援助が行えるよう必要な知識や援助技術の習得のための研修を充実させます。

- 地域住民や自治会などによる要支援者の「見守り」「発見」「つなぎ」などの活動が、民生委員・児童委員や行政の活動に円滑に繋がっていくよう、関係機関・団体とのネットワークを強化していきます。
- 地域住民から民生委員・児童委員の活動について理解を得られるよう、民生委員・児童委員の役

割や活動に関する広報活動を行います。

3- (3) -② 生活支援コーディネーターの養成

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域で高齢者の在宅生活を支えていくためには、介護保険サービスのみならず、市町村事業や民間市場、地域の支え合いで行われているサービスの活用も促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取り組みを積極的に進める必要があります。

このため、市町村は介護保険制度により「生活支援コーディネーター」を配置し、地域資源の開発やボランティア、地縁組織など多様な主体間のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどの多くのコーディネート機能を担うことにより、重層的な生活支援や介護予防の取り組みを推進していくこととされています。

(施策展開の方向)

- 市町村が配置する生活支援コーディネーター養成研修、情報交換会を実施します。

3- (3) -③ 島根県社会福祉協議会への支援

島根県社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として明確に位置づけられており、島根県福祉人材センターおよび島根県ボランティア活動振興センターの運営、生活福祉資金の貸与、福祉サービスに関する利用援助や苦情解決、福祉施設経営指導事業など、地域福祉の推進のため全県的に行うことが適当な事業を広範に実施しています。

今後とも、本県の地域福祉推進の中核的団体として市町村社会福祉協議会や関係団体と連携しながら、より専門性の高い事業を展開することにより、本県の地域福祉を強力的に推進することが期待されています。

(施策展開の方向)

- 島根県社会福祉協議会がその本旨に即して運営され、本計画の推進力となるよう体制の充実や諸事業の効果的な展開を支援します。

3- (3) -④ 市町村社会福祉協議会への支援

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている市町村社会福祉協議会は、地域住民をはじめ社会福祉に関する事業・活動を行う者のほか、幅広い地域の機関・団体で構成され、市町村と連携・協働しながら地域福祉を推進する中核的団体としての役割を担っています。

これまで、市町村社会福祉協議会は、福祉総合相談、福祉教育、ボランティアの養成と福祉活動への参加促進、声かけや見守りなど自治会区のネットワーク活動および在宅福祉サービスの提供など住民参加を基本として幅広い活動を展開し、公的な福祉サービスだけでは対応できない多様な地域生活課題の解決に積極的に取り組んできました。

とりわけ本県においては、市町村社会福祉協議会が中心となって、全国に先駆けて、民間福祉の活動・行動計画としての「地域福祉活動計画」の策定およびその推進が図られています。さらに、住民参加による高齢者や障がい者への支援、あるいは子育て支援などの分野で、サロン活動などの先駆的事業も活発に展開されています。

今後は、より身近な地域での福祉活動の充実が求められることから、地域住民のニーズに対応したきめ細かな相談支援機能の充実をはじめ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのコーディネーターとしての役割が一層期待されています。

(施策展開の方向)

- 身近な相談支援機能を充実させ、地域福祉推進のコーディネーターとしての役割が強化されるよう島根県社会福祉協議会を通じて支援します。

3- (3) -⑤ 要配慮者支援体制の強化

東日本大震災では、多くの高齢者や障がい者が被災したことから、国では災害対策基本法を改正し、市町村に対し災害発生時の避難行動について、特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿」の作成を義務付け、その名簿を平時から民生委員や消防団などの避難支援等を行うこととなる方へ提供し、避難支援等が必要な方の情報共有ができるようにしました。

さらに、令和3年の改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務とされ、県内市町村では、その作成が進められています。

こうした避難支援等のあり方については、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえて、平時から、行政と民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織など関係機関が連携し、避難支援等の実効性を向上させていくことが重要です。

また、大規模な災害や広域的な支援の必要が生じた場合には、県内社会福祉関係団体等が連携して災害福祉広域支援活動を行うことが求められます。

(施策展開の方向)

- 避難行動要支援者が適切な避難支援を受けられるよう、「個別避難計画」の作成など、市町村の取組を支援していきます。
- 大規模な災害などが発生した際に、避難所などに福祉専門職を派遣する「しまね災害福祉広域支

援ネットワーク」の体制整備を進めます。

- 災害発生時に福祉的支援を必要とする被災者が、ニーズに応じた適切な支援を受けられるように、市町村における平時からの災害福祉支援体制の整備を支援していきます。

第4章 おわりに

- 人口減少や少子高齢化が進む本県では、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題やニーズが顕在化する中であって、自治会や地域の絆の大切さ、互いに助け合う心の尊さなど、地域福祉の果たす役割はますます重要になってきています。
- 誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、自分らしく安心して暮らしていくことができる地域共生社会を実現するためには、地域住民、行政、サービス事業者、ボランティアなど様々な主体の連携・協働が重要であり、その際には、「地域福祉計画」や「地域福祉支援計画」が大きな役割を果たすものと考えられます。
- 県では、今回の「第5期地域福祉支援計画」の策定を契機として、本県における地域福祉の推進に向けた取り組みを更に強化していきたいと考えています。

○アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法。

○NPO (Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

○介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）

介護保険法に基づき、利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービスが的確に利用できるように調整を行うとともに、要介護者などが自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。

○介護福祉士

専門的知識および技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに介護者などへの指導を行う専門職。

○介護保険制度

高齢者などが、一定期間介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要な状態になった場合に、社会保険方式によって介護を支える制度であり、介護の社会化を主たる目的として平成12（2000）年から施行。

○ケアマネジメント

何らかの支援を必要とする人に対して、その人のニーズに最も適した福祉、保健または医療のサービスを適切に組み合わせて利用できるように支援する一連の活動。

○高齢者等終身サポート事業

病院への入院や介護施設等への入所の際の手續支援、日用品の買い物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって事業者が支援するもの。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有するスタッフ。

○災害ボランティアバンク

災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を登録し、迅速かつ円滑なボランティア活動につなげることを目的として、島根県社会福祉協議会が設置した人材バンク。

○しまね社会貢献基金

特定非営利活動法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、県内における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業からの寄附金と県の拠出金を原資に、平成21（2009）年に県が創設し、管理・運営を行っている基金。

○小地域福祉活動

自治会区など住民に最も身近な単位において、住民相互のネットワークを形成し、行政やボランティアなど関係組織と連携しながら、地域の要援護者に対する見守り・安否確認、簡易な生活支援、生きがいつくりなどを行う活動。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続を経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人などを選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12（2000）年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

○総合的な学習の時間

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとして、児童や生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民・その世帯が抱える次のような諸課題。

- ・福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題
- ・地域社会からの孤立その他の日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得る上での課題

○地域包括支援センター

高齢者の総合相談をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成18（2006）年の介護保険法改正により、設置された。

○DV (Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

○ノーマライゼーション

高齢であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人が一般社会の中で普通の生活を送ることができ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていくうえで、障がい（バリア）となっていることを取り除くこと。本計画では、物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会や制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行う者。民生委員は、児童および妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

○主任児童委員

児童委員の中から選ばれ、主として児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員に対する援助・協力などを行う者。

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもなどに関する情報の交換や支援を行う機関。平成16（2004）年の児童福祉法改正により、設置された。

島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(50音順 敬称略)

委員名	所属団体など
大江 和彦	島根県町村会（海士町長）
賀戸ひとみ	島根県連合婦人会
黒松 基子	公益社団法人 認知症の人と家族の会島根県支部
住田 達宣 (専門分科会長)	島根県民生児童委員協議会
手銭 宣裕	島根県老人福祉施設協議会
中村 中	島根県市長会（江津市長）
宮本 恭子	島根大学教授
室崎 富恵	島根県知的障害者福祉協会